

1 議事日程（4日目）

[平成20年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成20年6月17日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	原田久美子 (1)	1. 地域防災について (1) 土砂災害防止法の適用都市に指定され、現在の指定活動はどうなっているのか。また、本市での地域防災計画並びに自主防災計画について関係住民への周知、広報活動や今後の対策、研究について伺う。
2	後藤邦晴 (5)	1. 安全・安心のまちづくりについて (1) 地域防災組織の拡大について (2) 災害弱者への対応について (3) 災害弱者の情報提供について 2. 生涯スポーツの推進について (1) スポーツ振興基本計画策定の進捗状況について (2) 基本施策・基本方針の目標と内容について
3	佐伯修 (15)	1. 市民、特に子供たちの安全・安心のための道路整備について (1) 完了した通古賀土地区画整理事業地内の落合橋、西鉄踏切間の交差点の横断歩道設置について (2) 向佐野、吉松地区に建設予定の同朋園敷地内に通学路、車道、水路等の計画について (3) 県道31号線、青葉台入口交差点内の右折誘導マークについて
4	小柳道枝 (10)	1. 学校施設の安全性と環境整備の充実及び緊急時の安全対策について (1) 福岡県西方沖地震から3年が経過した今、本市の学校施設の耐震診断並びに改修工事の進捗状況と今後の計画について伺う。 (2) 各小中学校のトイレ等の施設等環境整備について伺う。 (3) 緊急時、災害時等の子供の安全確保と連絡体制などの対応策について伺う。

5	橋本 健 (7)	<p>1. 地震対策の推進について</p> <p>(1) 小中学校の耐震工事の現況について 工事はどの程度進んだのか、各学校の校舎や体育館等の耐震工事の現状について何う。</p> <p>(2) 住宅地の耐震改修促進について 昭和56年以前の建築物には、耐震診断や改修工事に助成金を出し、支援する自治体もあるが、本市においては耐震改修支援策導入の予定はないのか。</p> <p>(3) 避難体制の確立と今後の計画について 緊急避難誘導の初動体制や四川大地震を教訓とした見直しや地震対策等、今後の防災計画について何う。</p>
6	渡邊 美穂 (4)	<p>1. ホテルグランティア太宰府増築に係る市の考え方について</p> <p>(1) 排水問題について</p> <p>(2) 道路の問題について (安全確保を含む)</p> <p>(3) 災害に対する住民の不安について</p>

2 出席議員は次のとおりである (20名)

1番 原田 久美子 議員	2番 藤井 雅之 議員
3番 長谷川 公成 議員	4番 渡邊 美穂 議員
5番 後藤 邦晴 議員	6番 力丸 義行 議員
7番 橋本 健 議員	8番 中林 宗樹 議員
9番 門田 直樹 議員	10番 小柳 道枝 議員
11番 安部 啓治 議員	12番 大田 勝義 議員
13番 清水 章一 議員	14番 安部 陽 議員
15番 佐伯 修 議員	16番 村山 弘行 議員
17番 田川 武茂 議員	18番 福廣 和美 議員
19番 武藤 哲志 議員	20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市長 井上 保廣	副市長 平島 鉄信
教育長 關 敏治	総務部長 石橋 正直
協働のまち推進担当部長 三笠 哲生	市民生活部長 関岡 勉
健康福祉部長 松永 栄人	建設経済部長 木村 洋
会計管理者併上下水道部長 古川 泰博	教育部長 松田 幸夫
総務・情報課長 木村 甚治	経営企画課長 今泉 憲治
協働のまち推進課長 大藪 勝一	市民課長 木村 和美

環境課長	蜷川 二三雄	福祉課長	宮原 仁
都市計画課長	神原 稔	建設課長	大内田 博
上下水道課長	宮原 勝美	施設課長	大江田 洋
教務課長	井上 和雄	学校教育課長	松島 健二
生涯学習課長	古川 芳文	監査委員事務局長	井上 義昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石 純一	議事課長	田中 利雄
書記	伊藤 剛	書記	浅井 武
書記	花田 敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） おはようございます。

まず初めに、一般質問2日目の1番目の質問者として関連することの立場としてごあいさつ申し上げます。

今日まで数多くの方々が大規模災害に見舞われ、犠牲者、被害者に対しお悔やみ、お見舞いを心からお祈り申し上げます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております1項目について質問いたします。

九州は豪雨災害の頻発地であり、1990年九州中東部豪雨災害、1999年福岡水害、2003年九州豪雨災害と、中小河川のはんらんの土石流と災害が発生しています。5年前の平成15年7月19日の未明、本市でも未曾有の集中豪雨に見舞われました。四王寺山脈から三郡山西斜面に至る地域では、斜面の崩壊や土石流が起り、とうとい人命が失われたのを初め、家屋の全壊、半壊、田畑の流失、市内を縦貫する御笠川のはんらんにより、床上・床下浸水や道路の冠水など、市内において大きな被害を受けました。災害を過去のものとして風化させることなく、今後の教訓として生かしながら、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進していかなければなりません。市はこの5年間どういった対策、研究、また市民への周知、広報活動をされたのか、地域防災計画並びに自主防災組織についてお伺いいたします。

また、平成13年4月から施行された土砂災害防止対策について、本市はどのように受けとめ、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定都市に指定され、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の特定作業がされていますが、どこまで進んでいるか、今後の対策も含めて市長のお考えを具体的にお答えください。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

地域防災についてお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

安全への備えにつきましては、まちづくりの基本でございます。市民のかけがえのない生命、財産にかかわる重要な課題であると思っております。太宰府市でございますけれども、平成15年7月19日の豪雨災害で甚大な被害を受けたこともまたご承知のとおりだと思います。また、平成17年3月20日には福岡県西方沖地震が発生しております。これらの災害を教訓といたしまして、市民が安全で安心して暮らせるように、地震でありますとか、あるいは風水害などの災害などに対しまして迅速、的確に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

具体的には、担当部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 具体的なことにつきまして私のほうからご報告させていただきます。

平成15年の豪雨水害以降の主な防災対策としましては、主として県営事業である治山ダムで平成19年度までに32基が設置完了されております。平成20年度も1基が予定されております。砂防ダムでは、同様に1基が完成し、3基が現在工事中でございます。御笠川では河川改修を県に要望して、落合橋のかけかえを含め、同橋の下流部分の拡幅改修工事が完了しております。また、鷲田川の落合井堰の切り下げ工事を市単独事業で実施いたしております。

さらに、避難勧告を含めた防災情報を市民に迅速に伝達するため、平成19年5月に太宰府コミュニティ無線を開局いたしております。このコミュニティ無線につきましては、毎日午後5時に家路のメロディーなど流すなど、定時放送を行い、また地域でのコミュニティ情報についても放送などに活躍されております。

なお、平成15年の水害後に災害図上訓練や自主防災組織マニュアルの作成、配付を行いながら自主防災組織の結成に向けた推進を行ってきております。

現在、11行政区においてこの自主防災組織が設置されております。

土砂災害防止法に関しましては、同法に基づく福岡県の基礎調査の通知を本年3月末にいただいたところであります。現在、庁内の関係職員で構成しましたプロジェクトチームを設置いたしまして、基礎調査結果の確認と今後の市としての対応方針等を現在研究いたしておるところでございます。

警戒区域につきましては、福岡県知事が指定することになっており、特別警戒区域につきましては県により関係住民に対して説明がなされることになっております。

防災対策は、日ごろからの備えなどの周知を含めて市民の防災意識の高揚を図るため、広報、市民便利帳及びホームページなどのメディア媒体を活用しながら市民周知に取り組んでおるところでございます。

さきの災害の教訓を踏まえ、地域防災計画につきまして、今年度に全体的な見直しを行う予

定としておりまして、福岡県からの土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定がなされれば、そうした内容も含めた改定のため、防災会議に諮るとともに、ハザードマップも作成し、広く市民周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。6月2日の定例会で市長が冒頭で太宰府の災害や世界での大災害のことは申されましたので、今はもう省きますけれども、私もこれまでの災害をよその国のこととか、過去のものとして見過ごしたり風化させることなく、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進していかれることを願っております。

そこで、市長は平成20年2月27日の平成20年度の施政方針で、「防災につきましては、豪雨や地震災害の経験を忘れることなく、人命の安全確保など、被害の拡大防止に適切な対応を行うため、避難所の確保、災害時の迅速な情報の伝達、地域防災計画の点検、見直しを行いつつ、安全で安心して暮らせる生活の確保に努めてまいります」と提言されておられます。この地域防災計画の点検について見直しについてでありますけれども、太宰府市では現在市民に公開されている本市の災害の基礎となる防災計画は平成13年3月以来一度も改正されておられません。近隣都市では福岡県西方沖地震の影響で都市計画の点から、筑紫野市は昨年、大野城市、春日市では平成18年度にこの地域防災計画が既に改正されているということを聞いております。本市においても、その修正や見直しは早急に行われ、公開して一般市民に周知徹底をすべきだと思いますけれども、いつ改正される予定なのか、どのようにお考えなのか、お答えいただけます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域防災計画につきましては、その都度毎年見直しを行いながら防災会議に諮ってきております。全体的な見直しにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、今年度見直しを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 見直しをするというのはどういった見直しをされるのでしょうか。ただ言葉だけで見直しをするというのではわかりません。見直しとはどういうふうなものを見直しをされているということですかね。ちょっとそこを教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど答弁させていただきましたように、これまでの災害の状況、あるいはそれに対する対応の状況、いろいろな反省点もございます。それで、先ほど議員ご指摘のように、平成13年にこの地域防災計画を策定をいたしてございまして、全体的な見直しについては資料編のところもございまして、あるいは予防計画、現状の事業等に照らし合わせたところも必要になってくるだろうと思っておりますので、先ほど申しましたように全

体的な見直しをこれまでの災害の経験を生かしながら、市民の方にもわかりやすいような地域防災計画にするように努めてまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先月末の5月27日に開かれた太宰府市の防災会議で、この地域防災計画の改正が審議されなかったのかという問題と、なぜこのように遅れたままになっているのか、そのわけを教えてください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申し上げましたように、この地域防災計画の一部見直しについては、今回の先ほど言われました防災会議において諮り、その見直しが決定されております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 3年前の福岡県西方沖地震の教訓を踏まえて、災害時の応急対策、災害予防などの従来の計画で十分でなかったという点から、見直しとして福岡市は地域防災計画をまとめて、計画を毎年改正されているということで、この前新聞を見させていただきましたけれども、太宰府市の防災計画が改正されない中、平成13年以降に起きた平成15年7月19日の土石流の災害と、同じく平成17年3月20日の福岡県西方沖地震などの重大な災害経験は、防災の立場から具体的にどのように施策として生かされているのか、お答えください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この地域防災計画につきましては、先ほどからご答弁していますように、その都度部分的には見直しを行いながら改定をしております。地域防災計画については、ご存じのように一冊の冊子になった部分がございますので、一部修正した資料についてはその都度とじている状況で、この平成13年策定の地域防災計画だけを見ると、何も改定がされていないように見えてしまう部分がございます。そういうことも含んで、加除式とか、そういうものも視野に入れながら、現在そういう装丁については検討しているところであります。

それと、いろいろな災害対策につきましては、先ほどもご報告しましたように、いろいろなハード事業、あるいはソフト事業を展開してきたところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、この太宰府市の地域防災計画というのは、ただお飾りですか。結局、この中身を、市民の方たちはこれを実際に見る機会はないと思います。図書館あるいはそういった施設、太宰府の公共施設で見るとはできますけれども、この中に災害履歴とかというものがあまして、それが7年前のまま、もうそれ以降は何も書いていないんです。太宰府市の現状が何もわからないんです。それで、防災計画としてこの計画書が生きているも

のですかということをお聞きしたかったんです。この改正の見直しをどう考えておられますかということをお聞きしたかったんです。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この地域防災計画については、先ほど申しましたように、一冊の冊子という形からスタートしておりまして、見直しの部分についてはその都度追加した資料になっておりますので、市民の方にとっては一部わかりにくいところがあるのは事実だろうと思います。そういうことも含めまして、先ほどご回答しましたように、その装丁の仕方も含んでですね、全体的な見直しを行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今の回答でいつごろまでにこの見直しをされますか。それとですね、地域防災計画のこの中でですね、具体的な現状を市民に知らせる目的であると思っております。資料編を後で見ていただきたいんですけども、協定書や報告書の様式、あるいは古いデータに基づいての危険箇所の表示ばかりです、この中身は。先ほども言いましたように、7月19日の豪雨災害や福岡県西方沖地震に基づく総括分析の具体策の変更もなく、実態を全く伴っていないというところで私はそこを指摘したかったんです。それと、地域防災計画の3章にうたってあります災害履歴と災害の想定が7年前のままで改正されないことが一般市民への周知徹底がなっているかどうかを言いたかったんです、私は。

それと、本市は防災の基本である地域防災計画は速やかに抜本的に改正を行う必要が私はあると思います。先ほどから見直しはする、見直しはすると口ばかりでは、私は納得できません。

先月、5月12日に中国四川大地震が起きました。多くの学校が倒壊し、1万人もの子供が犠牲になりました。中国は一人っ子政策です。その一人っ子政策で子供を失ってしまって、親たちは本当にはかり知れない悲しみで1カ月がたっております。この大地震により防災の不備をそのままにしてきた行政に怒りをあらわにされておられますけれども、防災の不備とは、役所内の防災体制の不備だけだとは思いませんけれども、太宰府市で同じような災害が発生するかもしれない今日でございます。少なくとも5年前に被災者からの非難が寄せられたことに対して重要な問題として見直しをしていない、地域防災計画の改正がなかったことで、太宰府市は何も手を尽くしていなかったということになり、防災計画の不備と言われても仕方がないと思っております。地域防災計画の中でも述べられていますように、自主防災組織は人的被害を極力防ぐためにも、生きた組織と市と強い連携が求められています。現在、市が把握しておられる当市の自主防災組織は幾つありますかと聞きたいんですけど、先ほど11自主防災組織ができていたとの答えでしたけれども、44行政区の中に11ということは、33行政区が自主防災組織になっていないという、そのことと、市はですね、その33行政区に対して自主防災活動をしている区域としていない区域があるということ、それを具体的に自主防災組織が活動し

ているところの連携をどのように進められているか、どのような仕組みで通報されているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自主防災組織が設置され、それぞれ自主的に自分の命あるいは財産は自分で守るというような活動をしていただいているのが11組織ありますし、あるいは今後そういう自主防災組織を設置したいという予定にされているところも31行政区がございます。それで、緊急連絡網の体制がとれているところも12ほど、自主防災組織がなくても、連絡網が12ほどとれているところもございますので、組織としてできることが緊急の場合の避難態勢の迅速な対応には有効だと思いますので、やはり組織づくりを積極的に啓蒙啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。そういうふうに組織をつくっていこうという自主防災組織が出ているところがあるというところで安心しておりますけれども、やはり自主防災組織というものをどういうふうな仕組みで通報していくのかという問題とか、実際に災害があったときに条件としてですね、どういうふうなときにそういうふうな自主防災組織のほうに市のほうは通報されるのかとか、そのときに区長が不在の場合にはどういった対策をされているのかとか、それと通報した後にフィードバックの仕組みはどうなっているのか、それから市役所からはその通報が来る仕組みになっているのかを4点お聞きします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域防災計画の初動態勢で、気象情報あるいは災害の発生状況によりまして警戒態勢をとります。その際、44行政区長のほうにそういう気象警報等の電話連絡等を行いますし、電話が不通になっている場合については、広報班によりまして広報車の活動、あるいはそういう連絡体制による区長への門戸を通じての連絡、そういうものに努めております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この地域防災計画の中にも書いてありますように、避難計画、自主防災組織、そういったものがもう全然、今行政のほうへ回答を求めましたけれども、そういうふうなことが一切書いていない。7年前とはもう全然変わっているということですね、やはり避難場所でも、私が1年間通じてこの避難場所については見直しをしてくださいということで、やっと今度避難場所に対しては、6月の広報紙でもきちんと改正がされました。それをこういうふうな地域防災計画というものが何なのか。ただ、これは地域防災計画と言われたらそれだけですけれども、結局この地域防災計画というものをどういうふうに市が受けとめられているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この地域防災計画と申しますのは、災害対策基本法に基づきまして、それぞれの市町村で策定するようになっております。議員からもご指摘されていきますように、行政がどのように初動態勢あるいは災害の予防計画を持つのか、それから災害が発生した場合の応急対策はどういうふうに対応するのか、そういうものを体系的に計画に位置づけております。先ほど市長が答弁しましたように、行政のための計画ではなくて、市民の安全な生活を守るための災害対策のための計画だという位置づけで認識しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほどから私も自主防災計画のことについては申しておりますけれども、今のままだと先週末の6月14日に東北地方で起きた岩手・宮城内陸地震のような地震や豪雨が発生したときに、発生地域で右往左往するだけで、災害発生時に必要なことをお互いに連絡をとり合い、自助・共助・公助がなかなか動いていない状態でございました。それは平成15年7月19日の豪雨災害で被害に遭った被災者の方には少なくともご存じであるかと思えます。私もこの7月19日の豪雨災害の国分小のほうにはボランティアとして参った一人でございます。実際にその現場がどんなふうであったかというのは、私自身もわかっておりますので、福岡県知事のほうも、麻生県知事が言っておられましたけれども、災害に強い県づくり、どこでも大規模な災害が発生する可能性があること、また災害発生時には住民の一人一人が身を守る自助、地域で助け合う共助が重要になるということを再認識されておられます。本市は特に高齢者や障害者を守るために共助としての自主防災組織はこれから本市にとってなくてはならないものだと思っております。

この解決になるためには、市は市と市民と協働して仕組みづくりを急がなければならないと思っております。市民と市とが協働して仕組みづくりを、もしも考えがあれば、具体的策があればお願いします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 当然、災害に対しましては行政だけでできるものではございませんので、先ほど申しましたように市民の皆様が自分たちの命、財産は自分たちで守るという自主防災意識を持っていただきながら、ともに自助・共助・公助の精神の中でつくり上げていくべきものだろうと思っております。

具体的には、昨日の答弁の中で、地域コミュニティづくりのお話をさせていただきましたけれども、防犯委員さんを選出いただきまして、44の行政区の中でそれぞれ地域の防犯についていろいろな学習等を重ねていただくようにしておりますけれども、これは防犯のみではなくて、いわゆる地域の安全を守るという視点で、防災という視点も持ちながらやっていくということを委員さんのほうにもお伝えしておりますので、今後はそういうものとも連携をしながら、本市の防災に関する行政の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 自主防災組織の取り組みができて自治会の避難場所には備蓄庫を置くなど、そういうふうに関わりが地域が協働して自主防災につながるといふことで、今部長のほうから言われましたので、地域がまず積極的に行動がとれるように、自主防災組織の育成と自分たちの生命や財産を自分みずから守るといふ災害の危機に関する知識をお知らせをする必要があるかと思ひます。

次に、土砂災害防止法のとらえ方について質問をさせていただきます。

市のほうは、土砂災害防止法のとらえ方についてどのように認識されているのか、お聞きします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この土砂災害防止法といふのは、平成13年に制定をされております。これまで災害に対する対策、あるいは啓発につきましては、砂防法あるいは急傾斜地法、土石流防止法でしたかね、いわゆる砂防三法によって対策がとられてきておりましたけれども、これは具体的には災害原因地に対するハード的な事業、先ほど報告しましたように、治山あるいは砂防ダムあるいは河川改修、そういうものによって対応するということですが、国のほうでもそういう対策については莫大な時間と財源が必要であるということ、なかなか全国的に見ては進まないという、その間、広島あるいは先ほど報告されましたような災害が日本各地に発生しまして、この土砂災害防止法については被害地の対策ということで、人命をまず守ろうということ、警戒区域を都道府県知事が指定しまして、その警戒区域に指定された市町村長は防災計画にそのエリアを定めて、広く住民の方に周知しながら住民の保護体制の充実を図っていくというような内容の法律でありますし、特に人家に被害があるというような部分については、特別警戒区域というもの設定をされます。この特別警戒区域につきましては、都市計画法上の一部制限等も加えられて、将来的な災害を抑止していこうというような内容になっているものと理解しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。この土砂防止対策については、今部長のほうからおっしゃったんですけれども、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある地域を明らかにし、危険周知、警戒・避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転促進等のソフトの対策を促進するということ、私は調べました。本年3月24日に県の砂防課と那珂土木事務所より、本市に法律の適用について説明があったと聞いておりますけれども、また5月8日の区長会において県より44行政区区長に対し具体的に危険地域のマップでの説明がなされたこと聞き及んでおりますけれども、その経過、概要について説明していただけないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私の一番最初の答弁で申しましたように、本年3月末に福岡県のほうから基礎調査に基づくその結果報告をいただいております。今後につきましては、特別警戒区域については福岡県がその内容について関係住民に説明をしたいということで、先ほど言われました5月の区長会の中で依頼がありまして、今後特別警戒区域についての説明会が設定されていくということになっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ということは、今から県から土砂防災計画区域、通称イエローゾーンと申します、土砂災害特別区域、レッドゾーンの特定作業に入るということですね、今から入るということですよ、部長。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この区域指定につきましては、警戒区域あるいは特別警戒区域、今議員がおっしゃられましたようにレッドゾーン、イエローゾーンについて都道府県知事が区域指定をするようになっておりますので、その前段の作業だということにとらえております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 災害危険指定箇所については、市が調査するところはもう老朽化しているため池の箇所ぐらいで、ほとんどが県の調査になっております。土砂災害警戒区域、土砂災害特別区域の指定を受けたとして、行政、住民の役割分担を生きた計画になるようにしていただきたいと思います。指定された区域に対する周知徹底や対策は今後どのように行われるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この土砂災害防止法の対象になります災害は、急傾斜地の崩壊、それから土石流、それと地すべりのこの3つでございます。先ほど申しましたように、一定の手続を踏みまして県知事が太宰府市内にこの警戒区域の指定がされれば、先ほど報告しました地域防災計画の見直しとあわせて、当然その区域について計画に掲載しますし、それからその中で避難態勢、あるいは保護態勢の確立、あるいは充実をする必要もありますし、当然市民の方への周知も必要になってくると思います。最初の答弁でも申しましたように、防災会議の中でそういう地域防災計画案策定が決定されますと、ハザードマップ等も作成しながら、広く市民周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ありがとうございます。太宰府市ですね、今防災マップというもの

はどのようなものがありますでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 防災マップにつきましては、それぞれの第1次避難所等にも掲げております避難所あるいは河川、そういうものが載っているマップでございます。それで、この間の地域防災計画の見直しの中でも、市民の方からの御意見もございまして、避難についてはどういう経路をたどって避難所に行けばいいのかとか、それから避難所が例えば自分のところの団地は公民館になっているけども、団地の一番上層部にあつてですね、その一番上まで上っていかなくちゃいけないのかとか、いろいろな課題も指摘されておりますので、そういうものも含んで地域防災計画の見直しを図りたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ありがとうございます。私もですね、太宰府市のほうに防災マップというのが見られませんでしたので、見るのがちょっとできませんでしたので、5月29日に福岡県で初めて土砂災害防止法の適用都市に指定された宗像市を視察してまいりました。宗像市は市民にわかりやすい保存版ができておりまして、全戸配布された市民に災害知識や指定された区域ごとに自然災害に対して備えと応急手当ての方法、非常持ち出し品のリストとか、地図の見方、指定避難場所が記載している危険箇所マップが作成されておりました。この筑紫地区でも太宰府を除いては保存版が設置されていることを確認しておりますけれども、太宰府市ではこのちょうど7つの小学校区に分けられた地区別の、校区別の災害マップ、割り図みたいなものを作成してみてもどうかと提案させていただきます。

やっぱり普段の備えと地域の自主防災計画が活用できるようなものをつくっていないといけない、備えが一番大事だと思います。3月22日に被害が多かった国分小や連歌屋、三条などの現場も私、視察してまいりましたけれども、今もダム工事やのり面の工事の追いつかない危険地域は多数存在します。まだダムが敷設された付近も、この5年間の雨などで幾つかの沢ができていて、堆積した土砂で埋まっております。竹林や老木でダム周辺は荒れ放題の状況が多く見られております。さらに、下流では雨を適宜に流す仕組み、すなわち排水溝が完全にでき上がっていない地域も存在しております。一方、本市は災害に関しての手引きや書、わかりやすい防災マップは全戸に配布されておられません。地区別に危険箇所や避難場所、防災倉庫、応急手当ての方法などを網羅した防災マップあるいは手引書の作成、支給が必要だと思います。製作していただけますでしょうか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ハザードマップにつきましては、先ほど答弁させていただきましたように、本年度中に防災計画を見直しながら御笠川流域の県の浸水予想地図も平成21年度に作成され、公表されるということを伺っておりますので、そういうものとあわせて、できるだけ早い時期に作成しながら住民周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市長、補足がありますか。

（1番原田久美子議員「市長に、ちょっと濟いません、お願いします」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今市長からお聞きしたかったんですけども、つくっていただくかどうかを確認したかったんですけども、今部長が言われましたように、つくられることを期待しております。

最後になりましたけれども、災害直後に県が治山ダムを建設されたことで、幸か不幸か私はわかりませんが、住民の間で安堵感が広がって住民の防災意識が薄らぐことが心配でございます。ハード面におけるダムなどのインフラ事業は、国の予算の逼迫の関係から、どうしても後手後手になりますけれども、その意味でこの土砂災害防止法はインフラ整備の遅れを補完する意味として、人命優先の施策として施行していると理解しております。したがって、防災マップや手引きによるレッドゾーン、イエローゾーンの一般市民への周知徹底が必要であることは言うまでもなく、その有効な対策の一つである自主防災組織の活性化、さらにこれらを網羅した地域防災計画の改正を速やかに進められることにより、地域防災対策が実のある効果対策となり得ることを確信しております。また、これらの作業が効率よく進むためにも、市長が強く提唱されているように、行政と市民の協働作業は必要不可欠です。市の予算のもとに現在NPOボランティアセンターでは、市民参加のもとに積極的に活動した自主防災マニュアルの作成作業を開始されておられます。市もこのような活動に積極的に参加されて、官民一体となった、それこそ仁のぬくもりのあるまちづくりができるようお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

それでは、まず1項目といたしまして、市長が日ごろから言っておられます安全・安心のまちづくりについて質問いたします。

いよいよ梅雨入り、大雨による災害が心配される時期がやってまいりました。第四次太宰府市総合計画後期基本計画の安全なまちづくり、第1項目の防災において常に安心して暮らせるような計画と目標が掲げられています。総合計画の達成目標年次は、平成22年度であり、残り2年余りとなってきております。

そこで、1つ目として、各行政区の地域防災の拡大についてお尋ねします。

平成15年7月19日の豪雨災害及び平成17年3月20日の福岡県西方沖地震の災害による教訓を

受けて、平成15年当時から各行政区に自主防災組織を置くように働きかけていくとされていましたが、その後どのような経過でどのような実績が上がっているのか、年度ごとの設置数を含めてお聞かせください。

2つ目は、災害弱者への対応についてでございますが、計画では自分の力で避難できない、あるいは避難に相当な時間が必要な一部の高齢者や障害者などのいわゆる災害弱者の避難誘導について、地域住民の協力のもと、安全で迅速な避難ができるような避難誘導の仕組みづくりを構築すると掲げてあります。どのような仕組みができ上がっているのかお聞かせください。

3つ目は、災害弱者の情報提供についてでございますが、各行政区の区長さんを初め役員さん方は地域内に災害弱者と言われる人たちがどこにどのような状態でおられるのか、正確に把握できていないのが実態だと言っておられます。災害時において、避難などで地域の力を必要とする人たちの情報をいただきたいと何度も市にお願いしたけれど、個人情報保護の問題で断られているとのこと。市は災害弱者の命にかかわる緊急な支援を地域に求められておられますが、地域の力で守るためには災害が発生する以前にこの情報が必要であり、大切な命を守るという視点から見ましても、個人情報保護による制限には抵触しないと考えます。計画の内容と実態に整合性が見られませんが、どのようなお考えかお聞かせください。

次に、2項目めとして、生涯スポーツの推進について質問いたします。

本市には体育協会を初め多くのスポーツ団体が活動されており、市主催事業のほかにも自主的に各種スポーツ大会などを多彩に開催されています。そこには多くの市民が参加され、仲間づくりや健康増進に日々さわやかな汗を流しておられます。しかし、そのようなすばらしい光景を見ながらも、一つの疑問が浮かんできます。それは、本市が目指そうとしている生涯スポーツ施策の推進の基本的な考え方や方向性が明確にされていないということでございます。

そこで、次の視点から質問をいたします。

まず1つ目は、スポーツ振興基本計画策定の進捗状況についてでございますが、太宰府市第四次総合計画後期基本計画において、生涯学習社会の創造の中の生涯スポーツの推進で、「いきいきとしたスポーツライフの創造を目指して、スポーツ振興基本計画を策定し」と明記されていることから、既に策定に向けて取りかかっていると思いますが、現在までの進捗状況と今後の策定終期までのスケジュールをお聞かせください。

また2つ目は、基本施策、基本方針の目標と内容についてでございますが、スポーツ振興基本計画のいわゆる基本施策、基本方針の柱にどのような目標と内容を設定しようとしているのか、お伺いいたします。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安心・安全のまちづくりについてお答えを申し上げます。

太宰府市におけますところの市民が安全に安心して暮らすことができる町の実現に寄与いたしますために、太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例を平成17年12月21日に制定をしたと

ころでございます。その中でも、災害につきましては平成15年7月19日の豪雨災害を教訓といたしまして、地震でありますとか風水害などの災害に対しまして、迅速・的確に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

1点目の自主防災組織設置の取り組みにつきましては、平成15年1行政区、平成16年3行政区、平成17年でございますが、3行政区、平成18年3行政区、平成19年1行政区、合わせて11行政区におきまして自主防災組織を設置していただいております。

次に、2点目の従来は災害弱者と呼ばれておりました災害要援護者への対応についてお答えを申し上げます。

要援護者において、ひとり暮らしでありますとか、あるいは寝たきりの高齢者または障害者など、災害弱者と言われる方々の避難場所への誘導につきましては、市役所の関係職員から成ります避難誘導員を派遣をいたしまして、行政区等に協力を得ながら要援護者の状況把握、あるいは発見に努め、福祉避難所を開設された場合におきましては、福祉避難所へ車両による移送などについて行うようにいたしております。

3点目の要援護者の情報提供についてお答えを申し上げます。

要援護者と言われます障害者に関します住所、氏名、障害の内容などの情報につきましては、行政区長でありますとか、あるいは民生委員、児童委員さんには確かに個人情報保護の問題がございますので、情報は提供はいたしておりません。市といたしましても、この件につきましては、特に人の命にかかわる問題でございますので、障害者の中で災害時援護が必要な方への調査を行い、適切な避難誘導ができるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。1番から順を追って質問していきます。

被災した地域だけにとまっていますはいけないとは思いますが、全地域を目標に置くべきではないでしょうか。災害は雨だけではなく、地震、火災、風、事件、事故など多彩に存在します。あらゆる災害を考えて、最も早く行動が期待される自主防災組織内での避難計画が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） この間、それぞれの行政区におきまして、自主防災組織の設立についてお願いなり、ご説明をしてきております。その中で自主防災組織のマニュアルと申しますか、ひな形みたいなのを資料にしながら説明を行っております。その中で、自主防災計画というようなものも入れております。先ほど原田議員のところでもご報告しましたように、自主防災組織の中でまだ自主防災計画までできていないところもございます。そういうところにも積極的に働きかける必要があると思っておりますし、緊急あるいは災害が発生した場合のやはり行政区の中にも1次避難所がありますので、そういう組織づくりについても、連絡網についても整備される必要があると思っております。

本市の場合は、災害については水害あるいは土砂災害というのが今までの経験ですけども、

この間の地震というようなものも、警固断層については30年以内に6%ぐらいの発生確率もあるというふうなこともございますので、まだできてないところにも積極的にそういう組織、あるいは連絡体制等を整備していただくようお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 最初に断っておきますが、原田議員の質問とダブるところがあるかもわかりませんが、ご了承お願いいたします。

今、避難計画はそんなふうを考えていますということなんですけど、計画ではどのような手法で自主防災組織の設置努力ですね、先ほど市長が答えられました、平成15年から平成19年までの11行政区の組織の設置ができていますと、先ほどの原田議員も同じですけど、44行政区ある中の11行政区です。数字だけで比較することはできませんが、やはり余りにも設置数が少ないのではないかと私は思います。ということで、その呼びかけの効果が出ていないのではないかなと私は思います。そのような点を踏まえまして、今後の具体的な計画がありましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成15年の災害が発生した以後につきましては、ご報告いたしましたように、災害図上訓練というものを各地区で行いながら、そういう防災組織あるいは避難態勢の拡充というのが必要だということでお話ししてきて、この間できてきておりますが、その後につきましてはなかなか災害について住民の喫緊の課題ということで、なかなかとらえない分もあるんだろうと思います。そういうことで、区長さんを初め、先ほど申しましたように、防犯委員さん、あるいはそういう地域活動にかかわっていただくような方々にもそういう必要性を訴えながら、やはりそういう組織づくり、あるいは体制づくりについてお話を続けていきたいと思っております。ただ、具体的にどここの区でこういう説明会をしようという具体的な計画はまだ現時点ではないのが実情ということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 計画がないというお答えですので、できるだけ早く計画をつくっていただき、確かに行政区でそのことが発生しないことにはなかなかその行動はできないんじゃないかなというのを、私も確かに思いますけど、やはりそういう組織をしっかりとつくっておくのが今からの課題じゃないかなと思います。

次の2番目の災害弱者への対応について、先ほど市長がおっしゃいました災害弱者というのが災害要援護者、そんなふうな名前にかわったんですね。そんなふうにおっしゃいまして、市役所の関係者の避難誘導員を派遣するというような格好に言われましたけど、広範囲に避難者が出たときの対応、体制、誘導、そのようなシステムがありましたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 障害者などのいわゆる災害弱者、今では要援護者、災害要援護者と申しますけれども、これらの方々については災害救助班といたしまして、私ども健康福祉部が所管となっております。それで、全員合わせますと、健康福祉部、約100人になるわけです、保育所まで入れましてですね。そういった職員でまずは対応をしてみたいです。

なお、各行政区の協力も得ながらということになります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今100人いるとおっしゃいましたが、その100人の方が障害者か弱者の方が何名いられるかのその比率の問題もあると思いますし、動きが一気にその100人の方ができるかどうか、すぐその目的地に行動できるかどうかというのは疑問じゃないかなと思います。

次に、安全な避難経路ができていんでしょうか。というのは、災害危険箇所を参考に、災害が起こったときを想定しまして、避難所ごとに幾つかの避難経路を策定しておくべきじゃないかと思いますが、そういう経路はできていんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 市対策本部の対応としましては、先ほど健康福祉部長が答えましたように、避難所への移送というのをまず優先的にやるようになっていきます。それで、避難経路につきましては、そのときそのときの災害の発生状況によって変わってまいりますので、まだその計画あるいはマップの中にこの場合はこう、この場合はこうというような避難経路についてはまだ明示し切っておりません。模範となるような、そういう避難経路、あるいは安全が、ここが確保できるような経路ということも調査研究しながら、そういうものも市民の方に周知していくし、その体制づくりも必要だろうとは考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 今できていないということをおっしゃいましたが、やはりそれはつくっておくべきじゃないかなと思います。いざ起こった後でのそういうことではもう間に合わないんじゃないかなと思いますけどね。今から梅雨時期に入りますし。

それと、先ほど原田議員もおっしゃいましたが、部長も言われてましたが、災害時にコミュニティ無線、確かにできて便利にはなっております。だけど、今風の方向、それとか今から雨風があれば、雨戸も閉めてありますし、そういうときにはなかなか聞こえづらいんじゃないかなと思いますので、そういう場合の市民への連絡、行政への連絡というのは敏速に行わなければならないと思いますけど、ほかに連絡の要領といいますか、市民への通報の仕方というものは何か考えられていますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） そういう災害情報の伝達につきましては、まずはコミュ

ニティ無線でお知らせするという。前回の警戒本部設置のときにも、こういう気象情報が
出てますよというような放送をさせていただきました。

それから、災害対策本部の中に広報班というのがございます。こちらのほうは今までもやっ
てきましたけども、広報車を編成しまして、市内所要所に回りながら広報に努めています。

それから、有線が利用できる状態であれば、区長あたりにもそういう情報を流すというよう
なあらゆる手段を用いながら伝達に努めているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ちょっと最近私思ったんですけど、そのコミュニティ無線なんですけ
ど、災害じゃないんで、このごろ5時に放送があつてますけど、その間に臨時放送があつてい
たんですけど、これのボリュームはどっちの、役所のほうからでボリュームを上げ下げできる
んですか、どっちのほうですか。そういうことは行政区でやる、役所です。そうすると、役
所でボリューム調整されるんだつたらですね、この前たまたま私外に出ておいて聞いたんです
けど、風も何もなかったんですけど、その方がスイッチ入れられたのかどうだったか知らない
んですけど、よく注意していただきたいと思うのは、ボリュームをしっかりと上げとってほしい
と思うんです。全く聞こえない。小さく、市役所の何とかですがとおっしゃってますけど、聞
こえていません。だから、放送される方はボリュームというものをしっかりと確認されて放送
されるようにご指導お願いいたします。

それから、第1次避難所の地区公民館がございまして、その避難所自体が危険な箇所に建
っているところもありますし、第2避難所を指定されておりますけど、その地区、その場所
の方が第2避難所を指定されているところに行くのに、逆に危険だというような場所がかなり
あると思います。私も幾つか知っております。そういうふうなときは別の避難所に走ったほう
がいいよというような場所があると思います。そういうものをチェックしていただいて、安全
なところに行けるように、その区割りを含めて見直しの予定があるか、もし見直しがもうされ
ていれば、各行政区にそういう指示が出ているかどうかをご返答お願いします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご指摘のように、第1次避難所を地区公民館を中心に設
置をいたしております。それから、広域避難所については公共施設あるいは公園ということで
しております。第1次避難所というような名称になっておりますので、そのエリアの方はそこ
に必ず避難しなくちゃいけない、あるいは他の避難所には避難できないというような、そうい
う思いを持っている方がおられますけども、避難所につきましては日ごろから、例えば自分の
近所は隣のこの避難所が近いとか、安全だというようなことであれば、そちらのほうを利用し
ていただくのは当然構わないことだろうと思っております。

なお、避難所の設置につきましては、自主避難を原則としておりますけども、避難所開設に
当たっては、どこどこを避難所としてお知らせしながら、そちらのほうに避難してください

と、災害が起こった発生場所から安全なところに避難してもらうのが原則です。そういうことも工夫しながらやっていきたいと思ひますし、ご指摘のように危険といひますか、そういうところに設置されている公民館もごひますので、今後そういう避難所の災害防衛のための取り組みというものも必要になってくると思ひますし、それから避難所についてはどうしても資源が限られております。それで、今後につきましては私立の学校とか、そういうものがごひますので、緊急時の開所についての対応についてはいろいろ課題はごひますけれども、今後につきましてはそういうところにも協力を要請していきながら、避難所については充実を図っていきたくて思ひます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） その点はよくチェックしていただきたいと思ひます。確かに今おっしゃったようにどこに行ってもいいんですよとおっしゃるけど、いざお年寄りの方なんか決められたところがそこだというような観念を持ってありますので、そういうところはよくご指導をお願いしたいと思ひます。

3番目の災害弱者への情報提供についてですが、災害が起こる前から各地域での組織立てての防災対策は必要だと思ひますけど、地域のどこに独居老人の方といひますかね、お年寄りの方とか年配者の方がいらっしゃるかというのが、それとか自力では不自由されている人がおられるかは、地域で把握しておく必要があるんですけど、先ほどの6月14日の岩手・宮城内陸地震、これにちょっとテレビで見ていたんですけど、そういう方のゲスト解説員といわれますかね、その方が出てありましたけど、やはり連絡網といひますか、それを一番協力していただけるのは地域の方だと、やはり行政から動くというのは、遠いところから動くので、まず第1番目は行政、地域の方が先に動いているんなことを行動していただくのが一番助かるということをしてテレビの解説でもおっしゃっていました。そういうことからしまして、各地域への情報提供ですか、いろんな方のそういうお年寄りの方とか、弱者の方の情報を提供していただきたいと思ひますけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 要援護者を行政区長であるとか、民生・児童委員の皆さんにお知らせすると、それが一番災害発生時に大事なことであるということは、私も十分そうだろうと思ひます。しかし、守秘義務の壁がありまして、今では大変難しいという状況でござひます。民生委員・児童委員というのは厚生労働大臣が委嘱をします公務員でござひます。その身分は非常勤の一般職となっております。活動の中で知り得た情報は民生委員法で秘密を守る義務が課せられております。ご質問の要援護者を地域が把握するということにつきましては、手挙げ方式です、どこにどの地域におられるか回覧板等です、要援護者名簿の登録等周知をいたしまして、直接本人に同意を得た上で情報を把握することになろうかと思ひます。申しましたように、非常に守秘義務の問題で難しいというふうにならうかと思ひます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 確かに言われることは、それは私もよくわかっておりますけど、その守秘義務と、またやはり人の命にかかわること、これは少し別に置くべきじゃないかなというのが区長会からの相談じゃないかなと思うんですよね。各区長さんもそんなふうにおっしゃっております。私も多くの年長者の方に聞きましたけど、その方たちも個人情報、自分の情報も大事であるけど、自分の命にはかえられんと、やはりそういうものは区長さんとか、区長さんが信頼した区の役員の方等には知らせとってほしいと、いざ災害が起こったときには一番に飛んできてもらえる、お手伝いしていただける、そういうふうなことで私が聞いた範囲、そして区長さんたちもおっしゃっていますけど、そういう方たちのほうが多いんだということのほうが、大きな声があるんですけど、命にかえられないけど、その区長さんとか、そういう方たちにまでは教えることは絶対できないんですか。それはもう法律で決められておると言えば、もう終わりなんですけど。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 私も本当に胸が痛むんですけども、個人情報の保護の観点、守秘義務などの壁がございますので、今のところはその法に従っていかざるを得ないというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） わかりました。いろいろ努力していただきたいと思います。

そういう意味で、先ほども市長も答弁されましたけど、行政区に協力を要請するというのもおっしゃいましたけど、やっぱり協力をするために地域の力が必要と言っているのに、その情報がないために地域が力を十分発揮することができないというのが現状なんです。そういうことに対してもよくお考えをいただきたいと思います。災害が起こってから情報を流すのではもう遅いんです。そのためにほとんどの行政が、あなたたち行政の方が行動を起こさなくてはならないようになるんです。先ほど部長も市長もおっしゃいましたけど、民生委員さんも知らないというのは本当かどうか、本当ですか。私たちの情報では民生委員さんだけのご存じだというのが私たちの耳には入ってきているんですけど、今部長もおっしゃったように、私はですよ、民生委員さんをご存じだということで聞いているんですけど、その民生委員さんの守秘義務があるために、区長さんたちに事前の報告はできないということがあるんですけど、それは本当でしょうか。それは間違いなく民生委員さんをご存じないんですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 行政からですね、民生・児童委員の皆さんに障害者がどこにどなたがどういう障害を持って住んでおりますということを教えてはおりません。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） これはやりとりしても同じだと思いますので、努力をお願いします。

最後に、最も大事なものは命でございます。その命を守るための最大限の努力はしなければならぬと思います。地域の力を必要とされるならば、個人の情報を正しく流して、正しく受けることが大事。個人情報保護法は命を超えての制限はないはずで、その点を考慮していただき、地域での緊急災害対策が組織立てて行えるよう、行政は情報を提供し、指導していきまじだと思ひます。梅雨に入りましたので、万全の態勢を図られますようお願ひをしまして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 生涯スポーツの推進についてご回答申し上げます。

太宰府市のスポーツ振興基本計画の策定につきましては、第四次総合計画後期基本計画に掲げておりますように、既に今年度より策定作業に着手いたしております。早ければ、平成21年度末には策定を完了したいと考えております。

今後、このスポーツ振興基本計画に基づきまして、「いきいきとしたスポーツライフの創造」を目指しまして、様々な施策あるいは事業を積極的に展開していききたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目についてでございますけれども、本年4月から基本計画案の策定作業に既に取りかかっておりまして、本年度中には市民あるいは社会体育関係団体を対象にいたしまして、運動、スポーツに関する意識調査を行いながら、市民のニーズを十分取り入れて基本計画の素案を作成することにいたしております。

また、来年、平成21年5月にはこのスポーツ振興基本計画案を本市のスポーツ振興審議会に諮問を行いまして、9月には審議会答申をいただきながら、平成22年3月までにはこの太宰府市スポーツ振興基本計画を作成したいというふうに考えております。

次に、2点目でございますけれども、第四次総合計画に掲げておりますように、「いきいきとしたスポーツライフの創造」を基本構想といたしまして、国及び福岡県が既に策定をいたしておりますスポーツ振興基本計画や本市の関連計画との関連性を図るとともに、市民ニーズを十分取り入れながら、まず1つに地域スポーツ、2つ目に競技スポーツ、そして3つ目に学校・青少年スポーツといった3つの視点を持って本市にふさわしい基本政策、基本方針の柱の設定を行いながら、具体的な目標あるいは内容を検討していききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。1番から順を追って質問させていただきます。

先ほど言われました計画書を策定するに当たって、多くの関係者、それとか市民の方を対象にいろんな意見や提案を幅広く聴取する必要があると思いますが、その聴取の仕方はどのような方法でどのような人を対象に何人ぐらい例えばアンケートとか、あるいは意識調査等を行うか、また設問内容ですかね、それとか設問項目等がわかれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、調査の方法でございますけども、担当いたしております生涯学習課の職員、そして体育指導委員さん合わせまして約30人体制でまず調査をしたいというふうに思います。それには市内でいろいろ様々なイベント会場、イベントがございますけども、催し物含めまして、その場所に出向いたり、あるいは各種の関係団体などを通しまして、幅広い市民層を対象に調査を依頼をしたいというふうに思います。

また、対象者につきましては、実際にスポーツ活動をされております体育協会の会員の皆さん、あるいは老人会、高齢者団体等の福祉団体、あるいは市内の小・中学校あるいは高校、大学も含めた生徒あるいは指導者、それから各区に体育部長さんがいらっしゃいますけども、その体育部長さんを含めた一般市民の皆さんなど、約1,400人を対象にこの意識調査をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、いま一つのご質問で、意識調査の内容ですが、これについては全体で24項目を設定をいたしております。主な質問内容ですけども、1つに、日ごろからスポーツをしているかいないか、あるいはスポーツをする目的は何か、スポーツをしない理由は何か、それから地域のスポーツ行事に参加をしていますか、そしてまた本市のスポーツの振興政策に対する意見、希望などをお聞きする予定にしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。それと、計画書の素案策定に当たって、担当部署の職員さんだけでなく、アンケートや意識調査の結果も含めましていろんな立場の人たちの意見や提言等も必要と思いますが、例えば今言われました体育指導委員、体育部長も含めたチームといいますか、編成されまして、素案の策定に取りかかることはされるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） この素案策定に当たりましては、先ほど申しました、まず国あるいは県のスポーツ振興基本計画がございますので、これらに示されております、いわゆるスポーツ振興策の指針あるいは政策を十分に参考するというのが1つでございます。それから、市民意識調査、1,400人の調査の分析、あるいはいろんな中から出てきます意見とか提言等々を取り入れながら、まず市のほうで一定の基本構想案をまとめたいというふうに思います。その基本構想

案がまとまりました後に、体育指導委員さんを中心に、現時点は仮称でございますけれども、素案策定会議というのを設定をいたしまして、随時開催しながらこの具体的なスポーツ振興施策の柱あるいは素案を策定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。1番のほうの最後で、先ほど言われました計画書の案ですかね、スポーツ振興審議会に諮問、答申をしていただくとおっしゃいましたが、審議委員さんの人数とか構成メンバーですとか、そういう審議期間等がわかりましたら教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、このスポーツ振興審議会と申しますのは、市のほうでスポーツ振興審議会条例というのがございます。基本的にはこの条例に沿って組織化をし、諮問、答申という流れになります。

まず、人数のほうですけれども、10人以内の委員さんで組織をしたいというふうに思っています。

それから、メンバーにつきましては、体育指導委員さん、それから体育協会の代表、あるいは太宰府よか倶楽部、それから福祉団体、高齢者団体、青少年の育成団体、そしてまたその他識者という組織の中で10人以内で編成をいたします。

審議期間につきましては、先ほど申しましたが、来年、平成21年5月ごろに立ち上げ、諮問を行いまして、約5カ月間、あるいは6カ月になるかもしれませんけれども、10月、9月ぐらいまでには答申をいただきたいというスケジュールで進めます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。それでは、2番目のほうに入らせていただきます。

総合計画の基本計画の中に、総合体育館の建設に向けて調査研究を進めるということで明記されていますが、今回のこのスポーツ振興基本計画の中にスポーツ施設の整備充実の一つとして総合体育館の建設に向けた詳細な計画を織り込まれるのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 議員さんおっしゃいましたが、確かに総合計画の基本計画の中に、平成22年度までに総合体育館建設に向けた調査研究を進めるというふうに入っております。この基本計画をつくる中で、現時点の一つの目安ですけれども、総合計画の中では本市の将来像の中に将来人口を明記しておりますが、約7万2,000人というふうに想定いたしておりますので、将来に向けてこの7万2,000人にふさわしい規模、あるいは基本構想程度ぐらいは織り込みができるのではないかとこのように考えております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） では、ちょっと市長にお尋ねしたいんですけど、総合体育館建設のあれ

で、市民の長年の要望もありまして、平成11年に体育協会から陳情書が提出されております。平成15年9月議会に総合体育館建設についてということで質問をさせていただきました。そのときの回答は、現状として第四次総合計画に（仮称）太宰府総合運動公園整備事業として位置づけ、平成8年度より基金として積み立てをしているが、数年にわたる厳しい財政事情と事業的に大規模になるため、建築場所設置の時期、内容等についても明確にすることが困難な状況であるというような回答でございましたけど、今も変わらないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 総合体育館の件でございますけれども、この平成8年当時等については、本当に非常に財政的にもほかに優先的にやらなければならない状況等があったというふうなことで、今のような回答をしておったと思います。私も市長に当選をしまして、今体育センターで、卓球でありますとか、バドミントンでありますとか、いろんな大会がっております。その中で市民の皆さん方から、この総合体育館の熱望といいましょうか、要望は非常に高いというふうな体で、肌で感じております。

私は今の太宰府市が将来的に広域行政になろうと、あるいは合併問題が出てこようと、太宰府市の市民の方がそこに集って体育を楽しみ、そして健康になるというふうな、そういった総合体育館、施設は必要だというふうに思っております。このスポーツ振興基本計画の中にも、先ほど教育部長が回答しましたが、何らかの形でこの将来像に向かっての考え方を示したいというふうに思っております。私は総合体育館だけにつきましては、早い時期にこの計画を樹立して実行に移していきたいというふうに思っております。

財政状況が皆様方もご承知のように、好転する方向で今運営を行っております。平成22年以降、この総合計画が終わります平成22年度以降の中で、確実に市民の皆さん方に見えるような形の中で明らかにしていきたいというふうに思っております。

それから、このスポーツ振興計画等々につきましても、私はただ単にスポーツの振興だけではなくて、市民の皆さん方がやはり健康になるというふうな側面から、やはり福祉の視点というふうなものも私は必要だというふうに思っております。総合的な審議会の中におきましては、そういった視点も含めて私は樹立をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） ありがたい回答をありがとうございました。

最後の質問といたしまして、市民の皆様が一人でも多く様々なスポーツに楽しく親しむ環境をソフト・ハード両面にわたって整備充実することはとりもなおさず、健康で生きがいのある豊かな地域社会の創造につながり、地域コミュニティづくりの取り組みへと発展していくものと期待されます。こうした意味から、今回のスポーツ振興基本計画の策定に当たっては、本市の実情に合った実現性のある計画書であってほしいと願います。

最後に、市長に本市における生涯スポーツの振興推進に対する基本的な考えをお伺いしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 先ほどお答えいたしましたように、私はスポーツ振興は大事だと思っております。高齢者の皆さん方、あるいは子供たちから高齢者に至るまで、こぞってそれぞれのいろんな種目はありますけれども、その方に合ったスポーツを通して、そして健康になっていただく、あるいは生涯スポーツとして楽しんでいただくと、そういった環境づくり等々については私は必要だというふうに思っておりますので、今後ともそういった側面も強力に私は積極的に支援をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

（5 番後藤邦晴議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、15番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書に記載のとおり質問いたします。

さて、井上市長は昨年4月に市民の負託を受け、市長に当選され、1年が過ぎ、2年目の市政運営に向け3月議会では平成20年度の施政方針が発表されました。本市における長期・中期的施策から現実的短期、今すぐやらなければならない課題など、少しずつ実行に移されております。それから、井上市長は選挙公約、マニフェストに掲げておられる5つの政策を実行され、本市のよりよい将来に向けて着実に進んでおり、市長の実力が少しずつ発揮されていると思われま。そういった中、私は市民の特に子供たちの安全・安心のための整備について、次の3点についてお伺いします。

まず1点目は、既に完成した通古賀土地区画整理地内が水城西小学校校区となり、児童が通学することが早期にわかっていたにもかかわらず、落合橋、西鉄踏切間の交差点に通学路の確保、横断歩道のマークが設置されていないが、どのような考えであったのか、また整備する今後の見込みについてお伺いします。

次に2点目に、吉松、向佐野地区に建設予定の社会福祉法人同朋会の造成敷地内を通る高速道路のトンネルから大佐野川へ真っすぐ通じる通学路、車道、水路などを設置、整備してはいるかがなものの、地元住民への説明会において地域の住民の方々の強い要望が出ていますが、市としてはどのように考えておられるのか伺いたい。

最後に3点目ですが、県道31号線、通称5号線の青葉台入り口交差点内の右折誘導白線マークが数年前から薄くなり、ほとんど消えている状態である。この交差点はカーブ中に交差点になっており、そして路面が斜めになっていて、そのすぐ横を車が高速で走っているために、右折する車が非常に危険である。このマークの書きかえを公安委員会や県に要望したことがあるのか、また今後の整備計画はどのようにするのかお伺いしたい。

以上、市内の3点の整備についての質問になりましたが、市民の安全・安心はこのような小

さなことの積み重ねです。それが大きな事故を未然に防ぐことにもつながります。また、少子化が進んでいる中、市の将来を担ってくれる少なくなる子供たちのためにも、一日も早く整備していただきたいが、市のこれらのことに取り組む姿勢、考え方をお聞かせください。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 1点目の現在完了しております通古賀土地区画整理事業地内の横断歩道の件についてご回答申し上げます。

ご質問の横断歩道は、今申しあげました区画整理区域が終了しました部分、市道で言いますと関屋・向佐野線と関屋や正尻線との交差部分に係るものになっております。最近同区画整理地内にスーパーがオープンいたしております。そういうふうなことから非常に交通量も多くなっております。道路が整備されたということも非常に多くなっております。そのようなことから、この横断歩道につきましては、できるだけ早く設置ができますように、横断歩道の設置者であります福岡県警の窓口になっております筑紫野警察署と従来から協議をいたしておりました。設置をできるだけ早くされるというふうなことをお聞きしておりましたが、手続の関係で若干遅れておるということで、筑紫野警察署のほうから連絡を受けております。ただ、この分につきましては、手続が若干遅れておるということで、もうすぐ手続的にはつくということ、今現在その設置に向けて発注をされておると、そういうふうなことで連絡が入っております。この部分については早急に横断歩道が設置されるというふうなことで聞いておりますので、現在の状況は以上のようなことになっております。

2点目の向佐野、吉松地区に建設予定の同朋園敷地内の通学路、車道、水路等の計画についてでございますが、この建設計画の部分につきましては、市街化調整区域になっております。向佐野区、吉松区、両区にまたがります開発が進んでおまして、約1万㎡がその区域というふうになっております。敷地造成が昨年の都市計画法の改正前でありましたので、開発行為に伴う許可等が不要であるというふうな該当の事業になっております。そういうようなことから、施設建設計画等の詳細につきましては、私どものほうが現時点でも細かな部分の把握ができておりません。しかしながら、敷地内に通学路、また車道、水路等を設置することについて、地元から要望が出されているというふうなこともお聞きいたしておりますし、このことについて事業者のほうと地元との協議も、打ち合わせといいたしましうか、そういうことも進められておるということも聞いております。

先ほどからお話がありましたように、当該地域につきましては、小学校の通学路も含まれております。また、道路幅員が狭い部分があったり、農地の用水路というようなところも隣接をいたしておりますことから、降雨時には水路に水があふれると、道路が冠水するということがあるということもお聞きいたしております。そういうふうな問題点が現在進められております開発事業者の協力を得られて、また地元との話し合い、協議が十分調いましてですね、今のようないことが道路の拡幅、水路の改修などができていくというようなことになりましてですね、

そういう問題点も解消するのではないかというふうに期待をいたしております。

また、市としてもそういうふうな協議につきまして、事業所と打ち合わせする、協議する機会がありましたらですね、そういうふうなことについても市としても事業所と調整を可能であれば行っていきたいというふうに思っておりますが、先ほど言いましたように開発行為という部分になりませんので、市としての強い行為というのはできませんので、あくまでお願いといましようかね、要望というふうなことで進めていくということになろうかというふうに考えております。

いずれにしても、この部分についても、地元からはこの部分の設置については非常に前向きに進んでいるというふうなこともお聞きしておりますので、非常に期待をいたしておるところでございます。

次に、県道31号線青葉台入り口の交差点内の右折誘導マークでございます。この部分につきましては、県道になりますことから、この道路管理者であります那珂土木事務所のほうとも協議をいたしております。この交差点の現地を確認、私もいたしましたところ、確かに路面の表示が消えております。一部消えているというふうに言ったほうがいくらか薄くなっているという部分があります。右折の車両も非常に多いというふうなことがございますので、直進車の事故、そういったことを防ぐ意味からも、先ほど言いました道路管理者になっております那珂土木事務所のほうに早急な対応を市のほうから連絡をいたしまして申し上げておるといふうなところでございます。

具体的に時期的なものの返事はまだいただいておりませんが、こういうふうなことでわかりづらくなっているということ、連絡をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 3点とも前向きな答弁、ありがとうございます。その中で二、三、お尋ねしたいのがあります。もうしばらくおつき合ください。

通古賀の区画整理地内が要するに完成する前に、水城西小学校区の生徒たちが水城西小学校に通うということで校区が決定しておりましたけど、今年の春から三、四人ぐらい通ってきているんですね。それで、朝夕と登校、下校を先生たちがわざわざこの交差点まで行って、送り届けてあるわけですけど、どうしてこのような状態になったというか、そういう校区に決まりながら登校する通学路は早くというか、決定していたと思うんですが、その辺のいきさつというか、流れはどのようになっていたんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 横断歩道につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、筑紫野警察署のほうで歩道設置ということでされておりましたが、福岡県全体での横断歩道というふうなことの取扱いとられるということで、実際この部分については以前より要望して設置というふうなことで進められておったようでございますけれども、今言いましたように福岡県全体の中での横断歩道設置ということで、手続的にそういう問題から若干遅れが生じたということで、早急につきますということで筑紫野署のほうでもお話がっておりますので、今お話がありますように、児童・生徒の安全のためにはそういうふうなことで、学期が始まります前とか、そういうふうな準備が進むということが最善ではあるというふうには考えますけれどもですね、今のよう状況がありますことからご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） いろんな事情で遅くなったということですが、その区画整理地内を見てもみますと、あそこは全部横断歩道のマークが全くしていないですね。これはせめてもの通学路ですから、子供たちの通学路だけでも早目に、早く横断歩道をつくるような申請というか、お願いをしておくべきであったんではないかなと思うんですけど、ほかの全体の、あの区域内全部横断歩道はできるんですか、今度の申請によって。その辺のところをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今確認をいたしておりますのは、今お話、ご質問がっております市道関屋・向佐野線、市道の関屋・正尻線との交差部分に係るものだけでございます。そのほかの区画整理区域内の状況に応じましては、今後通行量、いろんなものを勘案しながらそれぞれ見ていくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） なぜこの横断歩道設置を早急にしなさいという私のお願いというか、質問ですけど、もしですよ、子供たちが横断歩道がない場所で横断していた場合ですよ、皆さん方どう思われますか。あるのとなないので、これは大きな違いなんですよ。まして、そこに通学路となると、行政が全く手つかずで、何もないからいいですけど、もしあった場合ですよ、この場合、皆さん方どう考えられますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりのためにも、道路上での横断歩道、あるいは特に通古賀地域等については新しい新規の区画整理事業でありまして、そしてまた市のほうといたしましても、道を、新設道路をつくったわけでございます。そのときに、同時に横断歩道の計画もあればよかったんですけども、高雄中央通り線の今王線もそうでした。後で横断歩道の設置というふうな形になっておりますんで、行政のあり方として当初から盛り込むということ等については、それができるのかどうかというふうなこともありまして、要望といたしまししょうか、

できた時点の中で速やかに申請をし、そして速やかに横断歩道をつくるというふうなことが今の現状ではないかなというふうに思っております。どうぞご理解いただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 速やかにつくるべきと私も思えます。やっぱり行政は何かついつい後手後手というか、後回し後回しという感じがせんでもないんですので、ぜひ前もって、事故があつては、その後のというか、しとけばよかった、ああしとけばよかったという、大体行政の考え方はそのようなちょっとマイナスイメージで持っていますので、ぜひ早目早目に措置をお願いしたいと思っております。

それともう一つ、通古賀の区画整理地内ですよ、今お尋ねしたいのは、例のそこの踏切ですよ。洗出の西鉄の踏切の都府楼前駅側は歩道ができていますけど、下大利側ですか、福岡市側の歩道は途中で切れています。そこの踏切の歩道の計画というか、申請というか、今後どのようにされるのか、この辺のところをお尋ねしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今の踏切内の横断歩道でございますが、現在平成20年度に設置をするというところで、今調整を進めております。西鉄とも協議しながらということで予定が進んでおるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 平成20年度ということは、今年度ですね、今年度中にはできるということですが、できるだけ、ここもはっきり言って、子供たちが中学に行くわけですよ。ですから、せめて子供たちの安全・安心のためにもあそこの道路を、横断歩道ですけど、やっぱり途中までできていると、あそこから急に渡ろうとしたりですね、やっぱり考えられないことをすると思われまますので、ぜひ早急につくっていただきますようお願いいたします。これで1点目は終了したいと思えます。

2点目の件ですけど、再質問ですが、例の吉松と向佐野、あそこの地域の同朋園に道路、水路、通学路をつくってはということですが、皆さん地元の地域の方じゃ余りないと思えますが、あそこの水路の問題、一番問題になっているのは水なんですよ。あそこでちょうど敷地にかかっていますが、ちょうど直角に水路がなっているものですから、その水路は昔は吉松からの水路と、もう一つ向佐野、本当は吉松だけの水路だったんですが、あそこは高速道路ができたために吉松の水路、トンネルから少し二日市側に寄ったところに2mぐらいの大きなパイプの土管というか、高速道路の下にいけています。あれは本来は向佐野の池の水路なんですよ。ですから、あれが吉松に入ってくるというのは、ちょっと設計ミスというか、県のミスというか、国のミスなんですよ。あれは向佐野の水路に入るべき水だったんですよ。それがこちらに入ってくるものだから、あそこの直角な角でオーバーフローして、あの付近一帯が水浸しになると、そういうことで、特に水路、水に対してはあの近隣の方は神経質になっておられます。ということで、ぜひこういう機会ですので、きちっと整備されてはいかがでしょうかと

ということで質問したわけですけど、このことについてご存じですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今回の水路の部分、また車道、そういったものを含めまして、先日この現場を見てまいりました。水路の関係につきましては、先ほど申しましたように、車道等を含めまして、地元と協議をされておると、また要望、そういったものも強く出ているというふうなこと、そういうこともございますので、この部分が解決ができましたかというふうにご考えております。

現場につきましては、先日確認をしております。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ということで、現場の事情を十分に詳しく調査、調べていただきたいと思っております。

それとまた、通学路に関しては、現在通っている通学路は高速道路の横、側道ですよね、非常に狭いということで、お父さん、お母さんたち、父兄の方が非常にあの地域、行き帰りを心配されておりますので、この際というか、せっかく同朋園さんも協力しようという考えでありますので、ぜひこの辺のところを話し合っていてくださいね、より安全に小学生の子供たちが登校できるようにですね、話し合っていていただければと思っているんですけど、これから整備されるわけですので、ぜひ前向きに整備していただきたいと思っております。この件についてはこれで終わります。

続いて、第3点目ですが、これは県にこれから要望ですか、今まで区とか、地域から要望というか、意見が出ておったんですか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今回のご質問を契機に改めまして連絡をいたしております。過去の状況については、ちょっと確認はできておりませんが、那珂土木事務所のほうにこの箇所を具体的に示しまして担当のほうに連絡をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） できるだけ早く整備されるようによろしく申し上げます。

大体3点、前向きな答弁ですので、これ以上質問いたしません。本当市民の安全・安心のためにも早く整備していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました学校施設の安全性と環境整備の充実及び緊急時の安全対策についてお尋ねいたしま

す。

近年、世界的に地球温暖化の影響なのか、異常気象となり、世界各地での自然災害が発生、人々の生活を一瞬にして窮地に追い込み、多くの被害が出ているのを新聞、テレビ等、マスコミを通して毎日のように報じられております。ミャンマーではサイクロンが発生、中国の四川省では今までに例を見ないほどの大地震、子供たちが通っている学校が倒壊し、多くの子供たちが生き埋めとなり、学校施設の耐震強度が改めてクローズアップされてまいりました。また、この地域ではいまだに生存さえわからない人々も多数おられるとの報道もなされております。世界の各国からは医療支援の救援隊、支援物資など、国を挙げてその復旧に取り組みされております。また、6月14日には東北地方、岩手・宮城内陸地震が発生したとの報道に私はまず友好都市でもあります多賀城市も含まれた地域であることから、被害など出ているのではないかとの不安から、多賀城市の知人に連絡をとりましたところ、震度4ですごい揺れであったとのことでした。今のところ大きな被害は出ていないとのことをお聞きいたしまして、安心もいたしましたものの、日を追うごとにこの地震のすさまじさとその被害の大きさに驚くばかりです。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

本市においても、平成15年7月、突然の集中豪雨に見舞われ、大災害となり、とうとい命を落とされた方や、四王寺山ろくらの山崩れ、住宅崩壊、床上・床上浸水などと、被災された市民もおられました。当時、本会議においても、市に対する防災のあり方について多くの議員から問われたことはまだ記憶に新しいことと思います。また、3年前の3月には、玄界灘を震源とする福岡県西方沖地震が発生、だれがこのような大地震が身近に起こると予知をしていたでしょうか。玄界島が崩壊するほどの大地震でした。本市においても、この地震で市内公共施設や市内各地での被害があったと聞いております。学校は春分の日の連休のため休日であったことから、子供たちは被害、事故に遭うこともなく、不幸中の幸いとはこのことだったのではないのでしょうか。もしもこの地震が平日の授業中で、子供たちが学校内にいたことを想像するとどのような事態になっていたのでしょうか。考えるだけでも体が震える思いです。災害はいつでもどのような形で発生するのか、予知することすらできないことから、防災対策、またその対応については日ごろからの心構えなど、「備えあれば憂いなし」ということわざがあるように、いかに大切であるかということを改めて痛感いたしているところでございます。特に学校施設は、児童・生徒が一日の大半を学習・生活の場として日々の活動の拠点となる施設でなければなりません。と同時に、この施設は市民の災害時の避難場所として指定されております。市民、子供たちの安全を守るべき小学校の避難場所が耐震構造化されているのか、また安全管理体制は万全なのか、多少の不安は残ります。緊急時に市民が安心して避難場所として利用できるよう、安全な施設の環境整備が強く望まれることから、以下3点についてお尋ねいたします。

1点目に、本市の学校施設の耐震診断を行った施設名、また耐震診断の結果、改修工事の進

捗状況と今後の具体的な計画についてお伺いいたします。

2点目は、本市の小・中学校は文教の里太宰府らしく、開校130年と歴史ある学校、また新設校でも20年、30年を経過している学校もあります。耐久年数などから考えますと、建てかえ、改修などは年次をかけて行われてきたと考えますが、近年、児童・生徒の話の中で学校のトイレのことが大問題のようです。現在、和式から洋式に改造の希望、悪臭対策、特にこれからの季節は、学校ではトイレを我慢するしかないなど、児童・生徒の悩みようです。また、体育館、廊下や校舎の壁などに亀裂が入り、傷みが激しい天井の整備についての対応策などはどのようにお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

3点目に、突然の自然災害や緊急時における子供たちの安全確保を図るためには、正確な情報収集とその判断、周知をする必要があると考えます。学校、家庭、地域社会が連携し、子供たちを見守る体制が必要と思われませんが、学校独自の対応策、また太宰府市としての考え方についてお尋ねいたします。

再質問は自席にてお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 学校施設の安全性と環境整備の充実及び緊急時の安全対策についてお尋ねでございます。

学校施設の耐震化につきましては、重点施策といたしまして、現在耐震診断でありますとか、あるいは耐震補強工事を計画的に実施をしておりますところでございます。また、施設等の環境整備につきましては、緊急に修理を要するものにつきましては、その都度対応しておりますけれども、全体的には耐震補強工事の一定のめどがついた時点の中におきまして、トイレ等の整備を計画的に実施していきたいと、このように思っております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせますので、よろしくお申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学校施設の耐震診断及び改修工事の進捗状況についてでございますけれども、特に体育館につきましては平成18年度までにすべての耐震補強工事が終了をいたしております。また、校舎につきましては、平成19年度に耐震診断が必要な太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校、学業院中学校、この4校の診断を行っておりまして、その結果を本年度以降に耐震評価委員会というところに評価を受けまして早急の実施計画を立てながら工事を行ってまいります。

なお、既に平成13年度に耐震診断を行いまして、補強が必要な水城小学校と太宰府小学校につきましては、平成20年度から順次国の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして耐震補強工事を実施してまいります。

2点目のトイレ等の環境整備につきましては、この耐震補強工事のめどがついた時点におきまして、老朽による大規模改造工事等も計画、視野に入れながら整備計画を立てながら実施をしていきたいというふうに考えております。

3点目の台風あるいは地震等の災害時の安全対策につきましては、教育委員会と各学校で連携をとりますとともに、各学校においてそれぞれ作成をいたしております危機管理マニュアルに沿いまして、児童・生徒の安全確保を図っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 耐震、それから学校のトイレの件、改修ですね、それから教育、3点にわたってご答弁をいただきましたが、今この子供たちに対する、市民に対するのも一緒なんです、今日も朝の一番から防災、そしてまた安全管理面、そういうものの質問が3名の議員さんからも出されました。私も続きましてさせていただくところなんです、私は特にですね、学校の安全面についてお聞きしていきたいと思っております。

まずですね、交付金を受けられたということなんです、これは地震防災対策特別法の設置法により改正されたもので、補助金を受けられたと聞いておりますが、その安全・安心な学校づくり交付金というものは平成19年度からいただいたのか、それとまたその金額において万全にできるのか、耐震改修工事ができるのかが1点と、それからまた一部の新聞報道によりますとですね、この交付金を流用したという自治体も一部あるようでございますが、本市においてはどのようになされているのか、この2点をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） この耐震工事関係の交付金でございますけども、基準といたしましては2分の1が国のほうからの交付金でございます。過去にいろんな工事をやっておりますが、特に今回正式に水城小学校につきまして耐震補強工事をやりますけども、この水城小学校、平成20年度に行いますが、2分の1の交付金をいただく予定で事務手続を現在行っております。今後もそうした耐震工事に関する交付金等々の申請を行うわけですけども、あわせてご説明を申し上げたいと思っておりますが、今回新聞とかいろんな情報の中で、今回の地震に対応して国の交付金、補助金率を上げるんだと、2分の1から3分の2に増やしますというふうな情報がありますが、これも一定の基準がございます。と申しますのは、基本は昭和56年以前に建てられた校舎、体育館を含めます、それだけではなくて、もう一つそれに2点目の基準がございます、構造耐震指標というものがございます。これは構造耐震指標といいまして、一つの数字でございます。つまり、建物が地震等に対してどの程度耐える力を持っているかをあらわす値のこととございまして、通常Is値と言っております。これが基準でございます。0.3以下であれば国の補助3分の2に引き上げましょうという一定の基準がございます。本市の場合、全校11校ございますが、それぞれ耐震診断を行い、評価をしながらその一定の基準に当てはめるときに、この0.3以下の基準の建物はございまして、すべてが0.3以上の構造になっておりますので、今回国が示します2分の1から3分の2に補助率アップというのが該当しません。これがあるんで一定の基準にはございまして、しかしながら0.3に近い校舎、昭和56年以前に建築いたしました校舎もあることですから、年次計画を持って随時その耐震補強工事をやって

いくということで今計画をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま具体的に数字を上げていただきましたが、私が今手元に持っております福岡県の公立学校施設の耐震改修状況調査というのが平成15年4月現在で行われておりました。その中で太宰府の学校が、学校は11校でございますけど、これ私もちょっと理解しにくくてお尋ねいたしましたら、62棟という数字が出ておりました。というのは、学校単位でなく、学校にある校舎の棟だというふうにお聞きいたしました。その中で昭和57年度以降に建てられた棟が19棟、昭和56年前に建てられたのが43棟という数字が上がっております。その中で耐震診断実施済みが24棟というふうになっておるようでございますが、それは一応基準は基準なんでしょうけれども、昭和56年前に43棟もあるということはですね、今の0.3以下に値しないとは限らないとも思うんですが、その中でですね、学校施設、こんだけね、小学校7校、中学校が4校、合計11校ですよ。増設した建物も含めて62棟という数字が上がっておりますので、その中で昭和56年前の建築物、要するに建てられたのが43棟あるんだと思うんですよ。だから、その中を昭和56年前から今まで現在大規模改修工事、南小学校が恐らく平成14年だったと記憶しているんですが、ほかにも大幅改修工事及びこれから今計画に上がっているのは水城小と太宰府小とありますけれども、ほかの学校に対しての配慮、安全な対策は行われてきているのか、また大規模改造がどうして今までできなかったのか、その辺をちょっとご説明ください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、太宰府南小学校でございますけども、これは平成19年度に耐震診断を行いました。その結果、今現在評価委員会、冒頭申し上げましたが、耐震評価委員会のほうに業務をお願いする予定を平成21年度に計画しています。この平成21年度に耐震評価委員会の判断が出て、補強の工事の程度が判明しますので、平成22年度以降にきちっとした耐震補強、先ほど申しました0.3以上ではありますけども、近いところの数字につきましては、校舎につきましては耐震補強工事やっていくという形で計画をいたしております。

それから、いま一つの大規模改造工事ですけども、ご承知のとおり平成14年度まではそれぞれ実施計画を立てながら学校ごとに大規模改造を行ってございましたけども、ご承知のとおりこの工事そのものにつきましては、数億円単位で予算が要るものですから、その当時いろんな財政状況、優先順位も含めながら大規模工事は今現在中断をいたしてございまして、緊急を要するところから小規模ではありますけども、1,500万円から2,000万円程度の予算を組みながら、緊急を要する部分について補強工事を行っているというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 財政面で厳しいということは理解はできますけれども、この学校というのは、冒頭にも申し上げましたようにですね、やっぱり安全でなければいけないと、そういう面から今日の議員さんからも多数の質問があったと思います。何を一番に優先するのか、人

命なのか、箱物なのか、ソフト面なのか、その辺をご配慮願えればなと思うのが私だけではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 今回、この地震等々に伴いまして学校施設の耐震工事がいかに重要であるかというのは、いわゆる身をもって体験したというのが事実でございまして、今後でもできる限り予算配分の中でもお願いを申し上げながら、この学校施設、特に子供たちが一日生活する場の重要な場所でございますので、年次計画、早急に洗い出しといたしましょうか、もう一度点検をしながら早急に実施をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 大規模工事がちょっと大変だということでもありますけれども、小規模的に本当に緊急という形で整備をお願いしたいなと思うんですが、ここにですね、先ほども言いましたけども、生徒たちからの声がね、届いているわけなんですよ。今の学校の施設の中の住みやすさ、環境整備で子供たちが満足しているのか、また先生たちが指導する場においてですね、本当に満足できるような環境なのか。例えばですね、トイレのことにまたなるんですけども、本当にトイレというものはですね、やっぱりどなたが、人間である以上、動物でもそうなんですけれども、やっぱり一番環境というのが重要なものではないかなと思います。児童・生徒が本当に快適に過ごすためにはね、毎日規則正しく生活していく必要があるのは、トイレが一番重要なんじゃないかなと思うんです。皆さん方、朝起きてトイレに行かれますよね。自分の、おたくのことを考えてください。今は家も変わりました。生活習慣も変わりました。ほとんどが和式から洋式にかわっているようでございます。そしてまた、その中でですね、換気の悪い、本当にトイレにもう行きたくないよねというふうな子供たちもいらっしゃいます。そして、ある学校等々を拝見させていただきましたら、小学校のトイレにね、入り口に、和式のトイレの説明書、写真つきであるんですよ。いかに小学1年生、例えば今まで幼稚園、そして家庭で生活なさっていた子供さんが一日にして公共に行くわけですよ。そうすると、和式トイレをどういうふうに使っていいかわからないというのが今の現状だと思うんですよ。そういうところを思い上げますとね、もう少し学校の中に今のニーズに合った、100%とは言いませんけれども、どうにかその辺のご配慮、それと同時にですね、部活などをいたしておりますと、やっぱりちょっと骨折だの捻挫だの、何かちょっと松葉づえをつけて学校に行かなきゃいけないとか、そしてまた一番大事なのは、女の子がですね、制服わかりますか、ひだスカートですよ。その辺は皆さんで考えてください。本当に悩んでいる子供たちがいるということをこの場をおかりして皆さん方にお伝えしたいと思います。ご配慮のほどよろしく願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 洋式トイレ、和式トイレの関係でございますけども、確かに小柳議員さんからご質問の中でご指摘をいただきましたように、今現在、いわゆる洋式トイレの率といい

ましようか、整備状況を若干申し上げますと、中学校では30%、それから小学校では約28%ぐらいが洋式のトイレになっております。ご承知のとおり、この洋式トイレ、現在の和式トイレから洋式トイレに改築する場合については、1部屋に限ってまた部屋を広くするというふうな悪条件もございます。これを一つ一つそれに洋式にかえていきますと、またこれも莫大な費用がかかりますし、これにつきましても、先ほど一部申し上げましたけども、将来の大規模改造工事の中できちっとした整備をしていきたいという考えを持っておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということは、平成21年度の計画から取り組んでいくというお考えなのででしょうか。それと同時にですね、ほかにもたくさん来ているんですね。実は教室の今、梅雨時期雨が降れば窓があけられない。そうすると、40名、35名、クラスによっては人数が変動はあると思いますけれども、やっぱり熱気が漂っている。せめて扇風機ぐらいはどうにかならぬいもんだらうとかかですね、給食室の準備が、床がドライでないためにですね、湿っているとか、いろいろな、保健室、エレベーター、校舎の空調関係とね、いろいろ要望が子供さんたちからは聞かれます。だから、そういう環境面においてもですね、例えば生徒さんとか先生たち、保護者たちにですね、今の現状のアンケート等を調査する気はありませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） この各学校のいろんな補修工事の関係でございますけども、当然のことながら予算編成前にはそれぞれの学校の校長、教頭先生を含めましていろんな場所、点検をしながら要望を出していただいております。今年度も、平成20年度も予算をお願いしているんですけども、約1,500万円から2,000万円ぐらいの予算の範囲内でそれぞれ学校の補修工事のほうを点検しながら要望書を整理しながら年次計画で修繕、修理を行っております。なかなか先ほど関連で出てきますけども、トイレの問題とか、特殊な問題につきましてはやはり費用がたくさんかかりますし、長期間になりますことから、これもやはり大規模改造計画の中できちっとした対応をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） それはいつごろですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校の施設環境につきましてですね、教育委員会のほう、非常にいろんな面で不備のために皆さん方にご苦勞かけているということは重々承知しております。

先ほど部長も言いましたように、平成14年まではですね、大体定期的に計画的にずっと大規模改修をやってきた経緯があるわけですが、いろんなことのために遅れまして大変申しわけないと思っております。じゃあ、いつからするかという話ですけども、やっぱり現時点では耐震を急にやいかんのじゃないかと思っております。ですから、さきに答えましたようにですね、耐

震めどがつき次第、大規模な工事のほうに取り組んでいくよう、また市長のほうとも話していきたいと思っております。

それからですね、ちょっとこれは非常に教育委員会として申しわけない反面ですね、やはり施設設備等を子供とか先生たちとか保護者等でできるところはさせていただいてですね、今度は子供たちが非常にこう学校の何と申しますか、愛校精神と申しましょうか、また先生方への尊敬と申しますかね、支持と申しますか、そういうものを養ったという面もございましてですね、非常に申しわけない反面ですね、学校のほうをよくしていただいたなと思って感謝しているところでございます。部長が申しましたように、そういう面からも努力してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 事情はよく痛いほどわかります。けども、子供たちの、保護者の、先生の気持ちもわかるんですよ。だから、できないとか、めどが立つまで待ってくれとかというお言葉もわかるんですけども、市としてですね、年次をかけてほかにもハード面、いろんなものがあると思います、予算面で。その優先順位は大体教育現場にはどういうふうにお考えなんでしょうかね。子供たちの声わかりますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど申しましたようにですね、平成14年度まではきちっと計画的にやってこられた、そういう経過があります。それ以後ですね、やはり優先順位としては急ぐようなことがあったというのが事実だと思っております。そういうことのために少々遅れたというふうに私自身はとらえております。決してですね、教育をおろそかにするというような、そういうようなことのために後回しになったというふうにはとらえておりません。

○議長（不老光幸議員） 傍聴者に申し上げます。議場内では帽子はとってください。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） じゃあ、市長、ちょっとお尋ねいたします。

市長がですね、今回、本年度から教育費に力を入れるということ为先だっの市PTA連絡協議会の総会の折に耳にいたしました。じゃあ、どの辺まで力を入れてくださるのか、具体的な計画があるのか、今の子供たちが本当に安全で安心して生活できる場、学校の環境の整備、その辺をひとつ教えてください。

それと、もう一点あるのがですね、笛吹市の、山梨県だったと思うんですが、体育館の天井から落ちられましてね、けがをされたという最悪の状態になったという新聞報道があつてました。本当に悲しいことだと思います。太宰府の中でもですね、体育館の耐震工事は終わりましたと、今お答えがありました。ただし、外見から見たところですね、現に体育館の天井、その回り、ちょっと保護者の方、初めて体育館に行かれる方々には不安を感じているところが数校あると思いますが、その辺の対応と、2つあわせてお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 教育環境の整備等については、私は大事だというふうに思っております。次世代を担う子供たちの教育、何よりも増してこれは資金投下すべきだろうというふうに思っております。従来からお話を申し上げておりますように、今教育委員会が説明をいたしました、平成14年度までには大規模改修工事を計画的に行ってきた経緯がございます。ちょうどその時期等々が地方自治を取り巻きます財政状況が著しく悪化してきた経緯があると思えます。これは全国的でございます。ですから、その時点のときにも私は助役をしておったと思うんですが、あれもこれもはできないと、あれかこれか、最優先順位を決めながら行っていく必要があるというふうな、そういった時期でございました。ちょうど佐野地区の区画整理事業も平成18年度までには終わるんだというふうなこと、あるいは地区道路整備事業についても平成18年までには優先して終わるんだというふうなことを、市としても最優先としてこれは昭和60年から20年かけてやっておるわけですから、早く終息かけなきゃいかんというふうな命題がございました。そういったところから、大規模改造等も一応凍結をし、そして今のような状況に至ったわけでございます。今一定程度この大型都市基盤整備等々も終わりました、教育の分野あるいは福祉の分野に軸足を置いて今施策を展開中でございます。今申し上げておりますように、大規模改造あるいは地震対策、耐震診断、あるいはその工事等にあわせて、今可能であれば、トイレのそういった洋式トイレの方式に切りかえていくと、全部というふうなことにはならないと思えますけれども、本庁でもそういった施設等の切りかえを公共施設も行ってありますので、学校、当局あるいは保護者の意見、先生方の意見等々も含めて聞きまして、計画的に整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 2点目の体育館の天井の補修工事等々でございますけれども、確かに11校のうち体育館がございますが、屋根、天井が見て危ない状況だというのも一部あるのは私も確認をいたしております。これにつきましても、先ほど言いました耐震工事につきましては、体育館すべて終わりました。補強工事を行っておりますが、そうしたもろもろの補修工事につきましては、できるところからやるということで、年次計画で対応していきたいというふうに思います。

質問の中に一部ございましたいわゆる危機管理、ご紹介いただいた子供が事故があったという問題ですが、例えば体育館につきましては、授業に使わないときにはきちっとかぎを締める、あるいは雨降りの日にグラウンドで、運動場で遊べない子供たちが昼休みに体育館で遊ぶ場合についても、すべて指導すると、そこに先生がいて、一部始終を管理をしていると、あるいは理科室の問題でもいろんな化学品がございますので、きちっと使わないときには管理をしながら徹底をするというようなことを行っております。あわせて、それぞれ各小・中学校にこうした危機管理マニュアルというのがございまして、それぞれ今回の地震あるいは火災、水害、あわせて日常生活の中で例えば登下校時の子供の安全の問題、あるいは学校

から子供がいなくなった場合の対応、あるいは不審者への対応等々で十何項目のいろんな緊急対応の基本形、形がございます。これについても、それぞれ現場の校長が責任者になっておりますので、最低学期末に1回以上は対策委員会を開催をして、お互いに点検確認をしているという報告を受けておりますし、定期的に行っています校長会のほうでもそういう報告も受けております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 何回聞いても大規模改造を行うときに取り組んでいくというご答弁を、私はそのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 例えば太宰府小学校に今回、平成20年度に改修の要望がございました。

その一つ事例を申しますと、例えばある教室の入り口ドアの補修4カ所をやります。例えば給食室の控室のドアの調整を行います。太宰府東小学校につきましても、運動場の側溝周りの破損箇所の復旧を行います。こういうことで、60項目ぐらいの補修工事の要望が上がっておりますので、予算の範囲内で順位を整理しながら随時対応しているというふうな状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 学校のほうもやっぱり遠慮しながら教育委員会のほうに要望を出しているようでございますので、その辺も十分に留意されましてですね、本当に子供たちが住みやすく、安全で安心な学校づくりにお力を添えていただければと思います。

先ほど私が子供たち、保護者、先生たちに学校環境の整備に対するアンケート調査あたりは計画はありませんかとお尋ねしておりますが、まだご答弁がございませんが。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 必要な状況があれば、するようにいたします。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ぜひとも子供さんの声とか、いろんな本当悩みを抱えている子供さんもいます。その辺もご配慮していただければと思っております。

それと、先ほど教育長のお話の中に、学校の整備を学校の先生とか生徒さんとか、いろいろとお手数かけているという感謝の言葉があったようでございますけれども、これこそ市のですね、3大プロジェクトであります地域コミュニティ、地域との連携を持ってですね、学校のほうと地域と、また登下校の安全確保とか、そういうものをされればいいのではないかなと考えるとともにですね、今の緊急事態のときに学校がですね、連絡網の方法がどのようにとられているのか、先ほどのご答弁でちょっと聞き漏らしたのかどうかわかりませんが、自然災害時の緊急時の子供さんたちの安全を確保するために、各家庭及び何か情報収集して安全を守るための対策、済いません、さっき聞き漏らしまして申しわけありません。もう一度お願いいたしま

す。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 例えば地震による、あるいは災害、水害等々の事故の場合が想定されるんですけども、これにつきましては災害防止対策計画書というのがつくられておまして、それぞれ例えば地震の発生の際については、被害を最小限にとどめるために全部の出入り口の窓を開放するとか、いろんなノウハウはずっとこう項目ごとに述べられておまして、これの点検を定期的に行っているという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） じゃあですね、もし緊急事態が発生した場合に、今まで大体学校で連絡網をつくって、PTA及び連絡員さん等々ですね、迎えに行ったりとか、それで足りない場合は地域の方をお願いしたりとか、そういう連絡で過去はしていたようですが、現在も同じようにやっぱりされているんですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） このマニュアルの中にきちっとそれぞれの事故に対する連絡網というのが整理をされております。例えば遠足等の事故の場合については、だれが責任者で、まずどこに連絡をし、最終的には学校長が教育委員会に連絡をするというふうな手順マニュアルが示されております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ありがとうございます。いろいろを子供さんたちの安全確保と、そしてまた環境整備、学校の施設整備を本当に要望いたしておきたいと思っております。

最後になりますけども、この梅雨に入りまして、これからの季節はですね、想定外の自然災害、いつ起こるかもわかりません。福岡県西方沖地震発生後、この太宰府においてもですね、2本の活断層があるという専門家の発表もあっております。市民の安全を守るためにも市の対応、対策は絶対条件だと思いますので、よろしくお願いします。

特に学校施設の環境整備の充実を図ることは、本市の将来を担う大切な子供たちの命を預かる場所でございます。整備を行う上ではいろいろと市のほうにも様々な諸問題はあるとは思いますが、どうぞご理解の上、子供や市民の安全・安心を本市の重要課題と位置づけられまして、その充実を取り組みいただきますよう要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

7 番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7 番 橋本健議員 登壇〕

○7 番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載 1 項目、地震対策の推進について質問をさせていただきます。

地震対策の質問に入ります前に、6月14日の岩手・宮城内陸地震で亡くなられた方々のご冥福と、また被災された方々に対し、心よりお悔やみを申し上げます。

5月12日午後2時半、日本時間午後3時半、マグニチュード8.0の強い地震が中国の四川省で発生しました。中国国際放送局の放送によりますと、5月31日現在の犠牲者は6万8,977人、負傷者は36万7,000人、行方不明1万7,974人、この地震による被災者は延べ4,554万人になったと言われております。この大地震は、本市の人口をはるかに超え、約8万人の人命を奪い、また余震が数千回と続き、悪天候で山崩れや土石流が頻繁に起こり、ダム決壊のおそれがあるところは国営ラジオの避難勧告放送で難を逃れる数千人の人もありましたが、大型重機が土石流で流されたり、道路補修などで復旧作業に当たっていた作業員数百人が二次災害で亡くなっています。さらに、観光地として有名な世界遺産の九寨溝や都江堰など約2,700点の遺跡や文化財が被害を受け、道路や電気などのインフラも破壊されました。こういった状況の中、国家の対応も早く、地震直後、災害対策本部のトップ、温家宝首相は陣頭指揮に当たり、精力的に被災現場や病院を視察し、地震4日目には人民解放軍や武装警察隊が13万人体制に増員され、昼夜を問わず被災地への救済活動が繰り広げられました。事態を重く見た中国政府は、初めて援助隊の受け入れを許可、その第一号として日本は東京消防庁のハイパーレスキュー隊員、警視庁機動隊員、海上保安庁の特殊救難隊員、潜水士といった救助のプロ集団31名を派遣し、6日目に第2陣と集結し、60人の日本の緊急援助隊が生存者の救出に当たりました。ビル倒壊や都市型災害を専門とする援助隊と中国政府の案内現場に食い違いはありましたが、被災地の住民やテレビニュースで知った中国人からは、感謝と称賛の声が上がり、高い評価を受けました。また、日本の医療チームと日本のNGOの活躍も見逃すことはできません。被災後、72時間で生存率が大幅に低下すると言われていたようですが、生き埋め48時間後に救出されたり、124時間後に助かった人など、奇跡的なニュースもありました。この大地震で約500万人の人々が帰る家がないなど、避難所での生活を余儀なくされ、テントが300万張り不足という中国政府に対し、各国は相次いで支援の手を差し伸べ、テントのほかに布団や医薬品や浄水設備や義援金など、物資や資金の援助を提供しました。四川大地震では、学校や工場など建物の倒壊により一瞬にして生き埋めになり、救助がはかどらず、数千人の人々が亡くなった地域もあり、家族を失った人々や校舎の前で泣き叫ぶ姿など、地震の恐ろしさ、悲惨さを物語っています。

さて、日本も大変地震の多い国ですが、記憶に新しい阪神・淡路大震災では8割以上が家屋倒壊による圧死と言われております。平成17年3月の福岡県西方沖地震では、本市も震度4を体験しましたが、四川の大地震はこの比ではありません。

そこで、将来いつ起こるかわからない地震対策について、次の3点質問いたします。

1点目は、小・中学校の校舎と体育館の耐震工事はどの程度進んだのか、現在の状況をお聞かせください。

2点目は、昭和56年以前の建築物は耐震診断や改修工事に助成金を出し、支援する自治体もありますが、本市においては耐震改修支援策の導入の予定はございませんか。

3点目は、緊急避難誘導の初動態勢や四川大地震を教訓とした見直しや地震対策について、今後の防災計画をお聞かせください。

以上、1項目3点につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 地震対策の推進についてお尋ねでございます。

学校施設の耐震工事につきましては、市の最重点施策といたしまして、校舎の耐震診断でありますとか、あるいは耐震補強工事を計画的に実施をしておりますところでございます。

詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をさせます。

次に、住宅地の耐震改修促進についてご回答を申し上げます。

平成19年3月に策定をされました福岡県の耐震改修促進計画で、県及び市町村は耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行うことになっております。現在、県では耐震化など相談窓口の開設でありますとか、あるいは木造戸建ての住宅に対しますところの耐震診断アドバイザーの派遣、あるいは建てかえ促進のための助成制度などのほかに、税の減免措置など、関係施策が実施をされておるような状況でございます。市といたしましても、現在市内の小・中学校の耐震化など、災害時の活動拠点としての有効に機能することが重要である施設など、公共建築物の計画的な耐震化の推進を最優先として考えておるところでございます。

これらのことから、一般の住宅等につきましては、県の制度を活用していただきたいと考えております。

3点目の避難態勢の確立と今後の計画についてでございますけれども、緊急避難誘導の初動態勢につきましては、太宰府市地域防災計画におきまして、震度4の地震が発生したときには、災害警戒本部を設置をいたしまして、状況に応じまして災害対策本部に移行することとしております。市内に震度6強以上の地震が発生したときには、災害対策本部を設置いたしまして、全職員を動員する第3配備体制をとりまして、救助班において避難誘導を行うことといたしております。また、本年度におきましては、地域防災計画の全面的な見直しを予定をしておりますので、四川大地震での対応等も参考にしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学校の耐震工事の現況についてでございますけれども、小・中学校の体育館につきましては、平成18年度までにすべての耐震補強工事が終了いたして

おります。

次に、校舎の耐震診断につきましては、平成19年度に耐震診断が必要な4校、これにつきましては水城西小学校、太宰府西小学校、太宰府南小学校、学業院中学校の診断を行いました。その結果を本年度以降に耐震評価委員会の評価を受けまして実施計画を立てながら補強工事を実施してまいります。

なお、既に平成13年度に耐震診断を行いまして、補強が必要な水城小学校と太宰府小学校につきましては、国の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして、今年度から順次耐震補強工事を実施してまいります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。私の質問の中で、1点目と3点目はですね、今まで質問をされました原田議員、それから後藤議員、小柳議員、非常に重なった部分がございますけれども、ご容赦願いたいと思います。

今、部長からの耐震工事が終了したということと、耐震診断の件についてですね、4校完了しましたよというご報告いただきましたけれども、これは体育館のみでございますか、校舎についてはないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど申しました体育館については、すべて平成18年度で完了いたしております。平成19年度に診断をしたのが4校、これは校舎でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。いわゆる耐震診断と耐震工事はですね、大体平成17年から始められております、私の記憶ではですね、平成17年度から始められていると思いますけれども、これまで小学校が7校ございますね、それから中学校が4校と、計11校、この計11校、これまでにかかったですね、改修費用を参考のために、小学校と中学校が幾らかかったのか、合計幾らという形でお教えいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、ちょっと整理をしておきたいんですが、昭和56年以降に建設された校舎、体育館につきましては対象外という基準がございます。本市で見ますと、国分小学校、太宰府東小学校、太宰府西中学校、太宰府東中学校、それと太宰府中学校、この5校につきましては耐震補強工事の必要がないという判断が出ております。そのほかの校舎、体育館につきましては、実際は平成13年度から耐震診断を行い、評価委員会にかけてきたという経緯がございます。それを小学校、中学校ごとにどれだけの費用がかかったかということを積算してみました結果、小学校につきましては約6,050万円ほどかかっています。それから、中学校につきましては約2,490万円、トータルで、これ約ですけども、8,550万円ほどの費用をかけて今

日まで耐震補強工事をやってきたというのが現況でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今回のですね、岩手・宮城内陸地震におきましても、今日の新聞に載っておりましたが、亀裂が入った校舎、こういったものがあるということで、さらに耐震の強化が叫ばれております。また、四川大地震では建物の構造や耐震基準が日本とは違いますので、一概に比較はできませんけれども、学校の倒壊によりまして授業中の子供たちが一瞬にしてたくさん亡くなっておりますので、ぜひ校舎それから体育館、体育館は特に市民の方々が災害のときに避難するということで、耐震工事をしっかりしていただきたいというふうに思っております。

文部科学省の調査によりますと、平成19年4月現在の全国公立小・中学校の体育館や校舎13万棟のうち、今現在基準を満たしているのが約7万5,000棟で、耐震化率が58.6%の6割弱と、大変遅れていることが指摘をされております。

そこで、質問をいたしますけれども、この四川大地震を契機に政府はこれまでの国と自治体の費用負担割合を改めて、学校における耐震化の補助拡大を実施するという記事が新聞に掲載されておりました。地方交付税措置の拡充を図るということですが、本市の場合、十分改修できたと言い切れない学校もあるのではないかと思いますけれども、再度質問させていただきます。実情はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほどの関連もございしますが、いま一度整理をさせていただきたいのが、昭和56年以前の建物については補強工事が必要という一定の判断がございします。この昭和56年の年を基準になぜするかと申しますと、平成7年1月に発生いたしました兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災の関係ですけれども、このときに震度が7という状況の中で倒壊をした学校を全部調査した結果が昭和56年以前に建てられた建物が多かったという判断が出ております。つまりそうした基準の中で今後震度6強の地震でも耐えられる校舎、体育館については今回補助の対象、引き上げの対象にしないということで、従来どおりの2分の1の基準になっております。そうしたものと、もう一つが、Is値といいまして、つまり建物が地震等に対しましてどの程度耐える力を持っているかをあらわす数値がございしますけれども、これを通常Is値というふうに表示していきまして、この数字の0.3以上であれば倒壊のおそれはないだろうという判断がございしますので、この昭和56年以降と0.3以上であるかを判定いたしました結果、本市の場合はすべての11校の校舎、体育館についてはこの基準を満たしているという状況で、今文科省が申し上げます、緊急に工事をしなさい、3分の2に交付金を上げますというこの基準の中に当てはまらないという状況ですけれども、校舎の中では、学校の中では、0.3という基準に近い校舎がございしますので、それらを今後年次計画で早いうちに補強工事をしていきたいという考えでこの年次計画で進めているところでございします。その中が今年度、平成20年度にまずは水城小学校の補強工事をします、来年平成21年度には太宰府小学校に取りかかりますと、

あとの残り4校ですけれども、水城西小学校、それから太宰府西小学校、太宰府南小学校、学業院中学校については耐震診断が終わっておりますので、今度は耐震評価委員会にかけまして、総合的な判断をもらいながら今後年次計画で工事に入っていくという計画を持っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 先ほどの小柳議員の質問の中にもありましたように、今回耐震診断をです、受けていない学校というのが6.6%で、8,580棟あるそうなんです。ですから、国もこれではいかんということで、いち早く国民の不安を解消するという動きが出ておまして、地震防災対策特別措置法改正案が今回提出されます。これが要するに負担割合、補助率を上げようという、先ほどの部長の答弁の中にもありましたように、これまでの負担をです、2%から3%に、最大で98%を国が補助しますよという改正案でございます。太宰府の11の公共施設においては該当するところは今のところないというご答弁でございます。ただ、昭和56年度以前に建てられた小学校、太宰府の場合は明治7年の太宰府小学校とか水城小学校、水城西小学校、太宰府南小学校、太宰府西小学校、5校ございますよね。それと、学業院中学校と太宰府中学校の2校。そのうち、先ほどの構造耐震指標ですか、これが0.3以下であれば手を挙げて申請して補助金いただけるということでございますね。ですから、今回はもう手を挙げる必要はないということでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） つまり評価をして0.3に満たなければ2分の1から3分の2に交付金を上げますと、0.3以上の分については通常どおり2分の1の補助をいたしますということでございます。先ほど質問の中に、例えば歴史が古い太宰府小学校ですとか水城小学校につきましては、一番古い校舎、水城小学校では昭和41年に建設された校舎がございますけれども、これも昭和52年、53年にかけていわゆる大規模改造をした経緯もございます。それらを含めながら、それぞれの棟ごと、北側の棟でありますとか南側とか、それぞれの棟によって大規模をしなきゃならない部分とか通常どおりの単純な改造工事でいいやつとかという部分がございますので、それぞれを全部チェックしながら判断をし、水城小学校は平成20年度にその一部を補強工事をいたしますと、これについてはあくまでも2分の1の補助の対象にしかならないという判断で現在進めております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。1点目は終わらせていただきます。

2点目のですね、住宅地、今度は一般住宅とマンション、この耐震改修促進について質問をさせていただきます。

これは平成18年1月にですね、国土交通省より耐震改修促進計画の支援策が出されたということはもうご承知だと思っております。平成27年までに大きな被害にならないよう耐震改修を促進し、建築物の90%の耐震化を国が目標としております。これは国の施策でありまして、昨

年、取り組みについて私質問をさせていただきましたけれども、そのときの答えは、県のガイドラインに沿って作成することになるかと思えますという答弁をいただいておりますけれども、あれから1年3カ月経過しております。岩手、宮城の内陸における震度6強の地震が起きてしまいました。地震は本当に恐怖そのものですが、本市では取り組む意思があるのか、この制度についてですね、取り組む意思があるのかないのかをはっきりお答えいただければと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 住宅の耐震改修促進についての取り組みはどう考えるかということですが、この部分につきましては今回の先日の地震、またその前の平成17年3月20日に起きました、太宰府も被害を受けました地震、そういったものを含めましても、やはり耐震化されている住宅というのは被害が少ないということが明らかということが出ております。そういうふうなことから、この耐震化につきましては地震の被害から守るという意味で必要であろうということは認識はいたしております。

昨年の質問以降の市の状況ですが、その後、平成19年6月になりまして福岡県の耐震改修促進計画というのが示されております。それにつきまして、県のほうからも資料をいただいております。さきの、先ほどお話しありましたように平成19年3月にこれらのガイドラインが示され、それに沿って策定することになるというふうにお答えをいたしました。そういうふうなことから、今後これらについての検討を進めていくということになるかというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ検討していただきたいと思うんですが、ここで資料をちょっとごらんいただきたいと思うんです。耐震診断及び耐震改修工事の補助金制度を取り扱っているところ、自治体ですね、これは福岡市、それから埼玉県宮代町、同じく埼玉県朝霞市、それから愛知県の岡崎市、山梨県の富士河口湖町、それから大阪府防府市、これをちょっと抜粋させていただきました。対象建築物については、内容はもうほとんどみんな、表現方法は違いますけどほとんど変わらないんですよ。耐震基準が改正されて、昭和56年6月に改正されてますので、それ以前の昭和56年5月31日以前に建築確認を取得した在来工法の一戸建て住宅または併用住宅で、耐震診断の結果、改修工事の必要性が認められた建物と、建築物ということで、どこの自治体も大体内容は同じでございます、条件。補助額がそれぞれ違うんでございますけれども、上から大体上限としてはもう30万円の補助をしましょう。それから40万円、60万円、80万円、多いところでは大阪市なんかは90万円というふうになっております。

それから、募集をしまして、耐震診断が必要なところは戸数をですね、制限して15戸なら15戸だけ受け付けますよ、耐震改修は3戸だけですよというのが防府市でございます。こういったですね、各自治体たくさん取り組んでおります。一番右の人口世帯数はあくまでもこれは

参考ということで、大きな人口を抱える福岡市、大阪市、こういったところの政令都市と、それから小さなですね、富士河口湖町みたいな2万5,886人の人口、こういう小さな町までやはり地震に対する意識の高さといいますか、これに対して市民の方を守ろうということで、この補助金制度に取り組んでるわけです。その他の欄にも書いてございますが、ほかにも新潟市、宇都宮市、狭山市、ほかにもたくさんここ羅列しております。これ以上にもっともっとあるはずですよ、全国で自治体が。これだけやはりですね、熱心にこういう耐震改修工事の補助金制度を採用しておりますので、ぜひ前向きにですね、ただ検討するんじゃなくって、よその市町村の内容もよく吟味調査していただきまして、ぜひ導入に向けてですね、採用していただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 議員さんお示しの資料を見せていただきました。各それぞれいろんな耐震に向けての取り組みを行っているということが具体的にわかる資料になっております。先ほど申しましたように、本市におきましても昭和56年以前に建築された建物、県の調査の基準に照らしまして報告をいたしました分としまして、約1万7,000棟ほど太宰府市が昭和56年以前に建築された建物があると。率にしまして47%程度になろうかというふうに判断いたしております。そのうち耐震性に劣る建物がどの程度かという、これはやっぱり非常に難しい判断になろうかと思いますが、県が判断しとります数値に照らし合わせてみました部分でいきますと、約3,800棟程度になるんじゃないかなろうかというふうに、これは推測の数値でありますので正式に定められた数値とか、そういったものに当てはめたものではございませんが、一つの参考数値としてこういうふうなものも出てきているというふうなことでございます。先ほど言われましたが、具体的に、前向きにということもございしますが、福岡市の例を見ますと上限30万円というふうなことが補助として出されております。ただいま申しました、太宰府市で考えられる棟数の部分からいきますと、この部分をどういうふうな年次計画で進めていくかというふうなことも慎重に考えながら今後基本的な計画を含めて検討していくというふうなことが必要だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） もしですね、もし制度導入となりました場合にはですね、この耐震改修については税制の優遇措置があります。例えば、自治体から耐震改修証明書の交付を受けて確定申告時にですね、提出すると、所得税とその固定資産税の減額が可能でありますけれども、この点についてもですね、ぜひご考慮いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今出ております耐震を仮に採用したとして、採用するかどうか先ほど担当部長が申し上げておりましたように検討の域にあるというようなことでございますので、そういうことが実施された暁におきましては、税法に沿いましてそういう制度につきまし

てはPRかれこれは進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） この住宅地の耐震改修促進ですけれども、これだけ自治体に取り組んでるという実情ですね、これを太宰府市もぜひ採用していただきたい、強く強く要望して、この質問については終わります。

3点目に入りますけれども、避難体制の確立と今後の計画についてですけれども、市長のほうからご答弁いただきました。災害対策本部を設置し、その震度状況に合わせてですね、仕組みを変えていくというふうな、動きを変えていくということでもございましたけれども、福岡市で、これも新聞に掲載されておりましたけれども、3年前の福岡県西方沖地震の教訓を踏まえてですね、災害時の応急対策や災害予防など、従来の計画で十分でなかった点の見直し、例えば震度6強の地震を想定して、まず1点目は発生時にどうか、あるいは2点目に2から3時間後は状況がどうなのか、12時間後はどうなのか、4点目に1日から1週間後はどうなのか、5点目に1週間から1カ月後の5段階に分けてですね、電話通信、それから都市ガス、電力、上下水道などのインフラ面や火災などについての移り変わる被害や医療救護などの予測をした地域防災計画を公表されたということが西日本新聞に掲載されておりました。

本市にもですね、地域防災検討委員会がございます。先ほどのご答弁の中にですね、検討委員会は毎年開催していると、今年もやりますということでもございましたけれども、その時期はいつなさるのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地震の発生時におけます初動態勢の確立というのは大変重要なことだろうととらえております。それで、地域防災計画については、本市の防災会議の中で決定していただくということになっておりまして、本年度に市長も答弁申しましたように、この地域防災計画を平成13年に制定し、その後隔年見直しを行ってきとりますけれども、計画書装丁そのものが何か見にくいとかですね、現状に少し合っていないのじゃないかというようなご指摘もある部分がございますので、先ほどご指摘のありますように、他市のそういう検討課題等も配慮しながら、本市の地域防災計画の見直しに当たっては十分検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） その検討委員会を実施される際にですね、この福岡市の被害を想定した具体的な内容ですので、ぜひ参考にしていただきまして検討委員会をしていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

玄界灘から太宰府市と筑紫野市に伸びている長さ約55kmの活断層帯、すなわち警固断層は、高知大学の研究チームによりますと、今後ですね、30年以内の地震発生確率が1%未満から

0.3%から6.0%に今はね上がったというふうな結果報告が出ております。ぜひこの点も踏まえてですね、早急な対応、対策をお願いしておきます。

次に、初動態勢ですけれども、後藤議員の質問にもありましたように、太宰府コミュニティ無線が各行政区に設置をされております。配備されておりますけれども、音楽は確かにはっきり聞こえます。ただ、放送になりますとね、人の声がなかなか聞きづらいという難点がございすけれども、もしこれが緊急避難勧告の放送でございすとはですね、非常に支障を来すんじゃないかというふうに考えられますので、これは何かボリュームの問題なのか、それともスピーカーをもっと設置数を増やすのかですね、何か改善案がございしたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 緊急時の避難通報に関しましては、コミュニティ無線を設置しまして放送的にやっております部分があります。あるいは、避難所、第1次避難所にコミュニティ無線の子機を設置しておりますので、例えば有線が不通になったときの通信手段に活用するのにも主たる目的でございす。そのほか広報車を配備しまして、それぞれ市民の方々に広報する手法もとりすし、それから避難勧告、あるいは指示の場合については、サイレン吹鳴を実施するようにもいたしております。あらゆる手段を講じまして、時折の情報あるいは警報、勧告指示などを伝達できるように努力してまいりたいと思ひてます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） よろしくお願ひします。

地震は怖いというのは、これは共通認識でございすけれども、かみさんのほうがもっと怖いという方もあるかも知りません。例えば震度6とかですね、7の場合、自分がどういふ行動をとるかは全く予測がつかいせん。今回の岩手・宮城の地震でもですね、表に飛び出してトラックではねられて死亡された方もいらっしやいます。人それぞれパニックになつたりですね、固まったり、いろんな行動をとるといふことだと思ひすけれども、少しでも冷静に、かつ機敏な行動がとれるよう、やはり事前からのですね、予備知識、こういふものが必要ではないかと思ひます。その予備知識を掲載した本市のこのマップがございすけれども、このマップは今現在活用、活用といひますか在庫がどれぐらひあるのか教えてください。このマップですね、避難先マップつていひますかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 在庫が今現在ありませんので、コピーにて対応している状況でございす。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひですね、これを再度ですね、もう一度各全戸配布といひますかね、これを私要望したいと思ひております。この、非常によくまとまっています。避難先、どこに避

難したらいいのかですね、自分の住んでるところで近いところに避難したらいいという今日のご答弁でございましたので。それと、あと家族で開こう防災会議、それからこれだけは欠かせない防災グッズ、非常時の備蓄品とかですね、こういうリストが載っておりますし、防災を意識した生活習慣、いろんな注意、非常に参考になる内容になっております。なかなかいいと思います、これ。ですから、再度ですね、これはもうこのチャンスに、ちょうどチャンス到来ですから、今时期的にですね、非常にいいですから、これを全戸配布していただくわけにはいかないでしょうか。ご検討をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 予算的なものもございますので、具体的なものも検討しながら、再度市民への周知媒体をどうしていくのかということも含めまして検討させていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひですね、この1枚ですね、この予備知識を自己啓発されまして数多くの人命が救われるかもわかりませんので、そう考えれば安いもんです。

その辺で市長にお伺いしますけれども、市長は安全・安心のまちづくりを標榜されております。防犯も大切ですが、地震に強いまちづくりも必要不可欠でございます。市民の不安を少しでも和らげることを目的に、今が絶好機だと思いますので、マップの、再度ですね、全戸配布をお願いしたい。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりの中におきまして、いつ災害が起きるかわかりません。私も非常時の災害対策本部長であります。一線でもって、これは市民の生命、財産を守るべく、まずもっては情報発信というふうなことからいき、あらゆる情報を市民の皆さん方に提供すると。今、部長が申し上げましたように、防災無線、コミュニティ無線、あるいはサイレンの吹鳴、あるいはあらゆるマスコミ等々も報道するでしょうし、あらゆる万難を排して私は災害から対応する覚悟を持っております。

それから、マップの問題等々につきましても、市のホームページでありますとか、そういったことの中においても明らかにしております。また、各世帯に一度、二度と、なくしてある方々もおられるかもしれません。したがって、今予算的なものもありますけれども、この安全・安心のまちづくりについては、可能な限りマップを再構築をし、そしてまた配布するようしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いいたします。

今回のですね、2つの地震を教訓としまして、一人でも多くの犠牲者を出さないために万全な地震対策の努力をしていただきたいと、このように思っております。野球では、ワンアウト、ツーアウト、2・3塁のときヒットを打つとタイムリーと言いますが、タイムリーとなる

と得点が入り、非常に値打ちがあります。今回5月、6月と2つの大きな地震が発生しましたが、耐震改修支援策や、それから防災避難先マップの配布はチャンスです。ぜひ市長部局のですね、タイムリーヒットを期待いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問いたします。

現在、四王寺山ろく、もとの国民年金健康保養センターは、ホテルグランティア太宰府として営業されています。私は、太宰府市の基幹産業の一つは観光業だと思っています。したがって、3月議会で市長が提案されたホテル業者に対する奨励条例について賛成いたしました。これを機に、太宰府でさらなる滞在型観光が実現できるようになることを願っています。また、ルートインジャパンに5億円という価格で保養センターを購入していただいたことをうれしく受け取った一人です。

しかし、ホテルの増築計画を聞いたとき、なぜ9階建てのホテルを建設するのか疑問を感じました。太宰府市は市内全域に高さ制限を行い、さらにこの5月からは景観行政団体となり、歴史と緑とその景観を守り、それを目当てにやってくる観光客の誘致を目指していると私は考えていました。ですから、山城として山全体が歴史的な遺産であり、それを守るために市街化調整区域に指定されている四王寺山に27mの建物が建つということ、さらにその隣にホテルの客室より高い、約35mの立体駐車場が建設されることに違和感を覚えたのです。確かに税収面などから見ると、大型ホテルなどは市に対する貢献度は高いと思います。では、太宰府市では法的に問題がなければどこにでも大型宿泊施設の建設を認めていくのか、景観も含め、これはまちづくりの大きな課題になります。このことは、今後市民の皆様とも一緒に考えていかなければなりません。

昨年末に改正された都市計画法にのっとった場合、今回の増築はかなり難しいものになります。しかし、工事の着工が法改正の直前であったため、以前の法律が適用され、問題はないという見解を市は出されています。法的な問題は、今後住民の方が司法の場において解決すべく準備されています。したがって、今回の一般質問では、この件については余り触れませんが、行政が宿泊施設の建設を前向きに考えておられるとしたら、今後市内各地でホテル建設計画が出てきたとき、周囲の住民から当然様々な不安や疑問などが出てくると思います。このような声に対し、行政がどのようにこたえていくのか。一つの試金石として、これからグランティアホテル周辺の住民の方々のご意見に対する市の対応をお伺いいたします。

まず、排水の問題ですが、これまでの3倍近い観光客を収容できるようになりますから、当然下水などの量も相当なものになることが予想されます。汚水排水について、市はホテルが建っている場所から真下にある住宅地域に落とす計画を持っていらっしゃるということですが、幾つかの問題が出てきます。まずは、騒音です。ホテル関係者に伺うと、温泉はかけ流しで、

そのお湯は夜11時過ぎに排出されるということです。今の計画ですと、高い場所から低地へ一気に排水が流れますから、夜中に相当な音が発生することが考えられます。また、私は現地に行き確認しましたが、昼間でも異臭が周囲に漂っています。今後、この異臭がさらに強烈になって、住宅街に移っていくこととなります。これらの問題について、市はどのように対応することを考えておられますか。

次に、ホテルまでのアクセス道路の問題です。今後、200名以上の滞在が可能になりますから、団体客を積極的に誘致するとホテル側もはっきりおっしゃっています。そういたしますと、安全性と振動の問題が浮上します。まず、浦ノ城橋から大型バスが入ってくるわけですが、あの橋の入り口のところは子供たちの通学路でもあり、連歌屋区民にとって一番便利な市道への出入り口です。その安全確保と同時に大型バスがスムーズに出入りできるのかという疑問が出てきます。議員各位もおわかりになると思いますが、太宰府駅から浦ノ城橋をわたる際、特に対向車がいる場合、普通乗用車でも橋の幅は十分とは言えません。大型バスの場合、間違いなく一度では曲がり切れないと思います。したがって、複数台の大型バスがあつた橋を渡る場合、特に観光客が多い週末や観梅の季節などは、対向車線も含めかなり渋滞することが予想されます。市では、橋の拡幅などを考えておられるのでしょうか。

また、ホテルの敷地内には宿泊客を乗せてきた大型バスをとめる場所がないということなので、宿泊客を送り届けた後、バスは別の駐車場に向かわなければなりません。そして、朝再び迎えに行き客を乗せ、おりてきますから、単純に考えても通常より交通量は2倍になります。ホテルとしては、毎日最低でも半分程度の部屋は稼働させなければ採算はとれないということでしたから、毎日100名以上のお客様が泊まることになり、今後大型バスの交通量が現在の四、五倍になることが予想されます。これらのバスが通る歩道整備のない途中の林道も、三条、三条台、大原台の子供たちの通学路になっています。また、現在でも路面はかなり傷んでおり、周囲の民家への影響も交通量同様、四、五倍になるものと考えなければなりません。福岡県西方沖地震の際、あの周辺の住民の方は、いつもの振動だと思った方もいらつしたそうですから、これまでも相当な振動であつたことが想像できます。この安全性の確保と振動の軽減について、市としてはどのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

3点目は、災害に対する住民の不安についてです。平成15年の災害の際、国民年金保養センターわきのがけが崩れ、1階食堂のガラスの壁を破つて建物の中が大きな被害を受けたことは記憶に新しいところです。議員の皆さんもご承知のように、四王寺山全体は風化花崗岩という比較的にもろい地盤で覆われており、災害危険区域に指定されています。その地盤でさらにがけ崩れ現場の真横に山の斜面をバックに27mと35mの建物が建つことに対する住民の不安がかなり大きなものであることは十分に理解できます。現段階で市としては違法性がない以上、建設に関して意見を言う立場ではないと言われるかもしれませんが、行政の役割は市民の生命と財産を守ることです。したがって、少なくとも市の誠意ある対応が求められると思います。市の見解をお伺いいたします。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ホテルグランティア太宰府増築にかかります市の考え方についてご回答申し上げます。

太宰府市は、年間700万人以上の観光客が訪れております中で、宿泊施設が少ない現状が続いております。このことから、第4次の総合計画の観光基盤の整備の中で宿泊施設の誘致などを掲げております。

今回建設予定の建物は、現在の施設にさらに約100室程度の部屋が増えるということを知っております。このことから、太宰府市の滞在型観光が大きく発展することになると、私はそういうふうな見解を持っております。

建物につきましては、様々なご意見があることも承知をいたしております。所定の手続を経て、建築計画が進められておりまして、法的な問題はないことも福岡県のほうに確認をさせております。

いずれにいたしましても、今回のこの宿泊施設につきましては、観光面、さらに地域の活性化にも大きく寄与するものと確信をいたしております。私は、この宿泊施設については、自己完結的なものは最小限でいいと思っております。隣には二日市温泉がありますし、あるいは20分では福岡市内のホテル等々もございます。ただ、市内には九州国立博物館、あるいは来訪されてやはり大きなお客様方がまた宿泊を必要とされている方もおられるわけでございます。やむなく福岡市のほうに行かれたり、あるいは近隣のほうに行かれておるというふうな今日までの状況がございます。そういった中で、最低限の自己完結的なそういった宿泊施設は必要だというふうに思っております。今回は、そういった延長上にあるというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、詳細につきましては、担当部長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 1点目のご質問の汚水排水に係ります深夜の排水音と異臭につきましては、公共下水道に接続することによりまして解消されるものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 2点目の道路の問題についてでございますが、ホテルまでの道路につきましては、四王寺林道、浦ノ城橋から渡しました四王寺林道がその道路になるというふうなことになります。この道路の路面状況、先ほどお話がありました振動の状況、また横断歩道等につきましては、先日も地元の方と現地を確認をいたしております。そういうようなことにつきましては、従来から補修等は行っておりますけれども、今回さらに補修の必要な部分については補修をいたしていく計画にしております。

また、横断歩道等の分につきましては、これにつきましては設置についての窓口が筑紫野警

察署になりますことから、その筑紫野警察署と協議をしながら必要な場所についての横断歩道の設置を要請をしていくということと予定をいたしております。

浦ノ城橋の拡幅でございますが、この分につきましては、今後の交通量、これを見ながらその推移を見きわめながら必要性を検討してまいりたいというふうに考えております。

また、3点目の災害に対する住民の方の不安についてということでございます。

今回建設が予定されておりますところにつきましては、従来ありました国民年金保養センター太宰府、ここの建物、ここに隣接、ここの部分の増設ということで計画がされるところになります。この場所につきましては、今回の建設に伴いましては、既に造成されております場所に建築されるというようなことで、新たに地形の変更、また造成、そういったものがされるというふうな場所にはなっておりませんで、それらの地形に対しての影響を与えるというような大きな工事が伴っているものではございません。

また、先ほどご質問の中にもありました平成15年の災害のときのがけ崩れというふうなこともございましたが、これらにつきましてはその上部に平成15年度以降、3基の治山ダムも整備されておまして、それぞれ斜面につきましても災害箇所復旧工事が完了をいたしておるというふうなこともございます。

このようなことから、今回の工事につきまして敷地の造成工事は、先ほど申しましたように直接的にはございません。既存施設の裏側で駐車場として使用されておりましたところに増築をされるというふうなことでございますので、今回の建築工事をもって直接的に災害が発生するというふうな原因になるということはないのではないかとというふうに判断はいたしておるところでございます。

また、先ほど市長も答弁いたしました。今回の建築工事につきましても、所定の手続を経て進められているというようなことから、県のほうもそれらについて問題がないというふうなことを確認いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それじゃあ、まず最初は排水の問題からお伺いします。

公共下水道に接続すれば問題はないというふうにおっしゃったんですけれども、それは先ほど私が申し上げた住宅街にある下水道に接続をすれば問題はないと、高低差があるということですね。そこに接続をするということで考えてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 下水道につきましては、下の住宅のところ下水道工事を行って下水を利用していただいておりますので、そちらのほうに接続をしたいというところで今のところ考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そこで、先ほど申し上げました、その高低差による騒音の問題ですね、まずそれについてお伺いしますけども、夜11時過ぎにあそこ、私男性のおふろは知りませんが女性のおふろ4つぐらいあるんですけど、そこが清掃に入るから一斉にお湯を落とすわけですけども、そこでそれによって大変大きな音が発生するのではないかということをもっと住民の方非常に不安に思っているんですけど、その点についてはもう問題はないというふうに言明されるということですか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 現在、ホテルグランティアさんのほうにつきましては、浄化槽を今利用してですね、汚水処理してあるんですが、その分につきましても排水される量につきましては調整をしながら排水をされておりますし、浄化槽を通っておりますのがトイレ、洗面所、それから調理場と洗濯水が浄化槽の中を通過して排水をされとります。それから、浄化槽に入っておりませんが雨水と温泉水が今通っていないんですが、公共下水道に接続していただくこととなりますと雨水以外は公共下水道ということになります。それで、実際流されるときにつきましては量の調整をしながらですね、流していただくということもございまして、下水道を接続していただくときには下のほうの道路の工事につきましては公共下水道ですので市のほうで施工いたします。それから、グランティアさんの接続される工事内容につきましては、ホテルのほうで負担をしていただく。その接続の仕方につきましても、直下型ということじゃなくて傾斜をつけて、地下に下水管を埋設していただくというふうに考えておりますので、その辺実際流すこととなりますと調整もやりますし、地下のほうに、一部は外に出る部分がございますが、その辺音が出ないように私どものほうから指導しながら工事を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その排水管なんですけど、通常塩化ビニールが使われていると思うんですが、今回温泉水を流されるわけですが、塩化ビニールですから当然これ温度に弱いわけなんですけど、こういった施工法で、しかも高低差があるところを一気に下まで落とすということ、通常の汚水排水とはまた耐久年数が変わってくると思うんですけども、この今の施工方法において耐久年数というのは大体通常よりどれぐらい短くなるというふうにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 実際工事をする場合につきましては、温泉水を公共下水道に流していただくということになりますので、工事の施工方法ですね、それから材料等につきましても、当然私どものほうと協議をしていただいた中でですね、支障のないような形で行っていた

だきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ホテルのですね、入り口の120mぐらい手前、最後のカーブのところまで下水排水の管が来てますよね。あれはちょうど市街化調整区域との境目のところまで排水管が来ているんですけども、あの最後のところというのは民家が実際ないわけなんですけど、なぜあそこまで排水管を伸ばされているのか。以前のそれ、国民年金保養センターのときの何か経緯があるのかもしれませんが、その理由はわかりますか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 実際、そのときに工事をした状況というのはちょっと把握はしてないんですが、そのときの工事の施工方法の関係でそういう形になったというふうに思っております。実際のところ、その内容につきましてはちょっと存じておりませんので。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） なぜこのようなお話をしたかといいますとですね、ホテルのもうちょっと上のほうに別の施設がありまして、今現在ですね、そこの排水に関しても林道の側溝に流されているというような状況で、私も実際現地に行って確認をしてみました。もしですね、現在の排水管、これをあと200mぐらい、林道の下に埋設されている排水管を200mぐらい伸ばせばですね、ホテルの汚水、それからその上の施設にある汚水、先ほどおっしゃった異臭の問題もそうですけども、これも一気に解決されると思うんですけど、せっかくそこまで市街化調整区域との境目まで排水管来ているわけですから、そこを伸ばすというふうな計画は持っていないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 実際の排水路が通っております分につきましては延長すると、そうするといろんな問題が解決するということのご指摘でございますので、その辺は今後の状況を見ながらですね、検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 初めて検討したいという言葉をいただいて非常にうれしいんですけども、実はこれはホテル側のほうもですね、この希望は一致しておりまして、住民側と同じでですね、林道の排水管に接続をしたいとホテル側のほうもおっしゃっているわけなんです。恐らく市のほうとして一番大きなネックになっているのは費用の問題、120mから200m伸ばすということで、費用の問題も大きな課題の一つになるんじゃないかと思うんですが、例えば今後3年間、3月の議会で奨励されました奨励条例によって、ホテルに対して市は奨励金を出していくわけなんですけど、一定のですね、費用負担、もちろん敷地内はそうですけど、その敷地外のパイプを伸ばす費用負担についてもですね、一定、例えばホテルのほうにお願いするとか、そういった対応というのは考えられないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） ただいまのご質問につきましては、先ほど検討させていただきたいということもございますし、費用負担につきましては当然相手がありますので、その辺につきましてはもう少し内部で調整をしたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今後の補修、今の計画どおり進めた場合の補修にかかる費用もそうですし、あるいは現在ホテルが一番気にしてらっしゃるのはやっぱり近隣とのトラブル、これを何とかして軽減したいというのはホテル側もやはり一致した考えで持ってもらっています。ですから、最初に若干ですね、投資がかかったとしても、ぜひホテル側と住民側の希望が一致するところである林道の排水管のほうに接続をしていただきたいと思います。

次にですね、道路の問題に入ります。

今、まだ連歌屋区民の方も実感はないかもしれませんが、道側のカーブしているところは本当に見通しも十分ではありませんし、子供たちや歩行者にとって、今後工事車両や大型バスが頻繁に通行するようになるのかなり危険なものになります。したがって、ホテルの住民だけではなく、先ほど建設部長は現地の方と確認をしたと、現場の確認をしたとおっしゃいましたけれども、恐らくそれはホテルの本当に近くの住民の方だけだと思うんですが、三条、三条台、そして大原台の保護者、これは子供たちの通学路ですから、含めて関係地域の皆様への事前の説明が必要になると思いますが、つまりホテルの開業後はですね、道路の安全と振動の問題は市と地域の問題にもなってしまうから、市も同席をして、そしてホテル業者と、そして住民の方、それは先ほど申しあげました様々な地域の保護者も含めてですね、7月から本格的な工事に着工するわけなんですけれども、その前に説明会を実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 道路の状況につきましては、先ほど説明をいたしました。この分につきましては、実際このホテルの建築が始まります状況になりますと、また今の状況とは当然変わってくるということも当然のことと思います。また、開業しました後につきましても、また状況は変わるということは当然のことになりますので、現在この部分につきましては具体的に工事の計画、例えばいつからいつで、進入車両がどういうふうに計画をしたらかというようなことにつきまして、まだホテルのほうと具体的に協議はしておりません。今現在、これとは別に、浦ノ城団地の右側のほうに砂防ダムの工事が現在進められておりまして、今工事車両が非常に頻繁に進入しているという状況がございますので、その部分との以降、ホテルの具体的な建築のほうになりますと、それとは別に切り離して見ていくということになりますので、その部分については近いうちにホテル側と工事についての具体的な考え方、それについての安全対策はどのようなふうにとるのかということについても具体的に協議をしていくという状況になるというふうに考えております。

また、それまでの間に、先ほど申しあげました振動の関係、この部分については先日の現地を確

認したときに一応の対応策として段差を解消するというふうなことも今考えておりますので、そういったことについては早急に、それはそれとして工事が始まります前に大型車両が通るといふことのでございますので、それに伴う騒音対策としてはそれらの段差の解消というのは早急にやらなければならないというふうにとりまします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 振動の問題は、やはりもし補修工事となるとかなり大がかりになりますから、これは順を追ってということになるかもしれませんが、先ほど私が申し上げたのは、ホテル業者の方と、それから市と、それから住民、それは関係する住民の方々ですね、そういった方で三者でやはり協議をする必要があるのではないかと申し上げたんです。今部長は確かに、まず業者との事前の打ち合わせがまだ終わっていないというお話だったんですけども、こちらのホテルのやっぱり建設計画ですと、もう基礎工事がもう始まっているような状況になってますね。9月から本格的にこれ車両が入ってくるような工事が始まると思うんですが、やはり先ほども申し上げましたように、じゃあ工事車両が何時から入っていったらいいのか、子供たちの通学時間にかからないようにするためにはどうするのか、その時間帯に工事関係者がどこに立って子供たちを安全に誘導するのか、そういったことはですね、やはり保護者も含めて話をして理解を得ておかないと、万が一あってはなりませんけど、万が一何かが起こったときにですね、これはやはり協議が行われてなかったということについて、もしそういうことがあればやはり市の責任も問われるようなことになると思いますけど、だから事前にまず三者協議、まず二者協議も必要かもしれませんが、三者協議が必要ではないでしょうかということをお願いしているんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど来お話ししておりますように、具体的な計画をまず市のほうを確認をしたいというふうにとりまします。また、その状況によっては学校関係者のほうとも通学路ということになってきますので、そういうふうなことからどういうふうな対策が必要かというのは内部で十分検討した上で進めていきたいというふうにとりまします。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これまでの経緯を見ますと、市と業者、業者と住民、市と住民という形で、常に二者協議でしか協議が行われていないということに対して、やはり住民はそこに何か情報開示できないものがあるんじゃないかと、そういったことに対するやはり不満とか不安をお持ちなんですね。ですから、やはり三者が同時に同じテーブル、俎上につくことによって、同時に話ができることによって解決できることもたくさん出てくると思います。

先ほどの排水の問題もそうですけども、ホテル業者と住民と、そして上下水道部の方々が例えばご一緒に話をすれば、ホテルもそのことを希望しているのだということ、そういったこともすぐその場で話ができると思います。もともとですね、市街化調整区域を背後に控えた連歌

屋区ですから、観光地としての住民へのインフラ整備は手薄になっていると思います。昨日のですね、市長の回答にありました地域再生事業5カ年計画で13億円、これは国からやってくるということで、昨日市長のご答弁にも歩道整備、これは何よりも優先させるんだというふうに市長もおっしゃっておられまして、今回やはり大型バス、それから工事車両が入ってくるようになる、ここの連歌屋区ですね、歩道整備、これもやはりかなり優先順位が高くなると思うんですが、実際、現在地域再生事業のこの計画内容については、もう既に具体的な計画はされているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど申し上げました、この道路につきましては、林道四王寺線というふうなことでございます。それで、横断歩道は、先ほど申し上げましたが筑紫野警察署と協議をしながら進めていくということになります。それから、この分につきましては歩道の分になりますと非常に林道という制約がございますので、その部分が歩道としてできる分なのか、また現地をご承知のとおりもう既に住宅が両側にずっと張りついておるといいますか、それぞれ家屋が建ち込んでおります。その道路の拡幅ということにつきましては、非常に簡単にはなかなかいかないんじゃないかと。それから、従来から進めておりました、側溝にふたをして道路幅をその分確保するというは進めてきておりますけれども、そういうふうなことのいろんな問題が若干その部分についてはあるんじゃないかというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 確かに林道ですけど、これ管理責任者は市ですよ。県ではありませんよね。ですから、やはり市が最終的な責任を負うわけですから、その林道だから歩道整備をしたらいけない、そこに何か法的な制約があるのかどうか、私はちょっと今手元に資料がなくてわかりませんが、でも最終的な責任は市ですから、やはりこれは子供たちが少なくともそこを通って通学をしている以上ですね、優先順位を高めて早急にこれは対応していただきたいと思います。そして、災害に対するこの住民の不安についてなんですけども、先日の大雨のとき、大分県九重町で急傾斜地崩壊危険箇所が崩れ落ちまして1名が亡くられました。市としてはですね、このホテルの敷地そのものがこの急傾斜地崩壊危険箇所に指定されているということは認識されておられますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 県の土石流危険区域の設定の中に、土石流危険区域にこのホテルの敷地が入っていることについては了知しております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私が確かめたところによると、平成14年の県の防災マップではそのホテルの敷地が急傾斜地崩壊危険箇所に指定をされておられまして、これに基づくと結局現在でもホテルの敷地そのものが崩壊をする危険性が高いという場所に指定されているのではないかと思

いますが、このことは後で確認をしていただくとしてですね、開発行為のこの事前協議のときに建築確認を行った設計事務所、もしくはホテルに対しまして、先ほどおっしゃいました、このホテルの両側にある土砂流危険渓流の存在ですね、これは2本通ってますけども、それですとか、こういった災害の部分について、何か協議の俎上には上っておりますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどの私の答弁ですけれども、ホテルの敷地が災害の原因地ではございません。その上部にあります渓流が、土石流が発生した場合にはその影響が及ぶエリアにホテルの敷地が入っているということでございますので、ホテルそのものが災害で崩落する現地ではないということでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ということは、このホテルの敷地そのものは急傾斜地崩壊危険箇所には指定はされていないというふうに明言されているわけですね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 土石流危険区域と急傾斜地崩壊危険箇所は種別が違ふと思います。私のほうの把握してますのは土石流危険区域であるということです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。それはちょっと後で私のほうももう一度県のほうに確認をいたしますけども、先ほど申し上げましたけれども、この両側にありますそういった土砂流危険渓流の存在、こういったことについて、要するに災害の可能性についてですね、開発協議の事前協議を行われたと思うんですが、そのときにその協議の俎上には上っておりますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この当該地につきましては、開発許可を受けない土地というふうな法的な区分になっております。そういうことから、本市とそういうふうな事前の確認と、そういうふうなことについては、多分それだけが原因ではございませんけれども、業者との確認をしたことはありません。確認に来られているということもうちのほうでは把握できておりません。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この建築確認を行われました設計事務所はですね、ご承知のように横浜にございます。該当する土地のこの図面を対象として当然建築確認を行われるわけなんですけれども、そういった四王寺の山の周囲の状況、ホテルの周り、周囲の状況等を把握されているというふうに私は考えにくいと思います。実際に何か災害が起こった場合というのは、ホテルそのものも被害を受ける可能性が大きいわけですから、こういった不幸をできるだけ回避するためにも、何回かお電話か何か知りませんが、協議、当然話し合いはなさったと思うわけですけど、そのときにその周囲の状況、こういった状況、こういったものがありますと、ホテルの周囲はこういうふうになってますよと、そういった説明、あるいは協議みたいなのも私は必要

だと思っんですけれども、今からでも遅くはないと思っんですけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 正式な書類とかそういうふうなことは、いろんな法的な部分で市の方法としての手続ということはありませんので、先ほど申しましたようなことがございます。こういう状況の部分について、電話とかそういうことでの問い合わせ、そういったものはあったのかというふうには思っんですけれども、いわゆる正式な書類を通してのやりとりということはないということです。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 市の責任を回避するわけじゃありませんけれども、万が一何か起こったときに、言った、言わないみたいな話になっても、それはもう市の責任に問われかねませんから、これはやはりきちんとした書面で私はですね、業者に対して説明は行っておいたほうが逆に市にとってもいいんじゃないかなと思っんです。

避難についてお伺いしようと思っんですが、本日は避難訓練等につきましても多くの議員さんがご指摘になっておりますので、市長にちょっとお伺いをしたいと思っんです。

市長は、ご自身、現場にお出向きになって、実際に現地をその現地をごらんになったということで、そのことについて住民の方、非常に感謝を持って受けとめておられました。先ほど市長のご答弁の際にですね、法的に問題はないというふうにおっしゃっておられましたけれども、住民の方々がですね、今回の増築に対して県の建築許可が必要ではないという改正前の都市計画法第43条、これが今回適用されて県の建築許可が必要のない物件になっているんですけども、そのことについて疑義を申し出ておられるんですね。住民の立場に立ちますと、災害危険区域ですね、あそこは、そこに県の建築許可が必要ではない建物が建つということは、建築そのものもなんですけれども、実際にその建物が建ち終わった後に様々な法的な規制がかからないことになって、その不安を非常に増幅させる結果になります。

市ではですね、先ほど市長もおっしゃいましたけど、所管である国交省は建築許可は不要だと県が言っていたとおっしゃっておられますけれども、住民の方が直接国交省のほうに確認をいたしましたところ、改正前の都市計画法第43条は新築、改築についての適用であり、増築については対象外である、つまり43条は適用できないという回答を得られています。これは文面としてちゃんと残っておりまして、7月から本格的な工事が始まった後にですね、もし司法の場などにおきまして住民側を支持するような判断がくだった場合、大変大きな混乱が私は起こると思っんです。最終的な責任は県というふうになるかもしれませんが、市民の安全を守る、やはり市の立場を示すためにもですね、又聞きではなくて、直接市から国土交通省のほうに確認をして、そしてさらに市の顧問弁護士の方に法律の専門家としての見解を求める、こういったことを行って、今現在市ができ得る限りの方法で調査をして、住民の方へそれを開示をしながら、場合によっては県への要請も出てくるかもしれませんが、そういった対応をやはり市が行うべきではないかなと思っんですが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、渡邊議員の言われますことについて否定するものは何もございません。

念には念を入れ、あるいは法的にはこれは加味しとるわけです。やはり上級官庁あるいは所管によっては、そこで太宰府市が判断すべきもの、県が判断すべきもの、国が判断すべきものがあるわけです。地方分権の中で権限移譲が出てきて、主体的に責任のもとに判断をするというふうなことになるれば、今のように判断はきちっとした形で私はやりますけれども、今県の段階、国の段階でそのことが、上申の部分はありますけれども、上申そのものも太宰府市を通じていないというふうな状況がございますので、建築確認とる場合について直接されておりますので、そのこと等については私どもが上級官庁のほうに電話等、あるいは行って詳細に聞くこと等についてはやぶさかではないというふうに思っております。

ただ、市民の皆さん方にもお願いしたいんですけれども、いろんな面の中でのそれぞれの意見、ご意見というふうなもの等については、私も異論があるということについては承知をいたしております。私はそれを超えて、まちづくり等々については、やはりリスクがある部分もあります。私は、市民の生命、財産を守る立場にあります。災害等有事の際においては、全責任を持ってあらゆる手段を講じて、防ぐための方策を講じるということは既に言明をしたとおりでございます。今、一定程度のやはり法治国家でございますから、その段階を踏んで、そしてまた今回、このグランティアの問題等々についても、議会の中で承認事項でもございます。皆さん方の中に問うて、私は提案をし、そして現在があるというふうに思っております。市民のそういった生命、財産等々を損なうようなこと等については、極力避けていく必要はあるというふうな認識はそのとおりでございます。

どうかいろいろなご意見等々はあるでしょうけれども、太宰府市の今からのまちづくり等々については、通過型から滞在型、滞留型にやはりシフトをかけていくということが市民の皆さん方の私は意向であるというふうに思っております。そこにはどんな仕掛けをしていかなきゃならんのか。ただ待っていても、これは滞留型になりません。一つ一つの取り組みを積み上げていくこと、そのことからやはり来訪される皆さん方が太宰府市に長く滞在していただく、そして天満宮一極集中ではなくて、まちぐるみ歴史公園でございます。史跡地が、市内どこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくりを進めております。そういったところに行くためには、いろんな仕掛けをしていく必要があるというふうに思っております。私は、市民の生命、財産を守る立場にあります。最大限を尽くしてのことができること等については行ってまいりたいと。したがって、渡邊議員のご指摘がありました上級官庁に再度確認をしてほしいということについては、私は断る理由はないと、そのとおりだと思いますので、また担当者のほうに命じましてそのことについてははっきりさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、市長がご答弁いただきました内容というのは、私も全く同じように考えております。先ほど申し上げましたように、やはり滞在型観光というのはこれから太宰府に必要だと私も思っていますが、そこで大きな問題になってくるのがやっぱり景観の問題が出てくると思います。まちづくり景観懇話会の答申の中にもありましたように、景観というのは市が積極的に守るということによって景観が残っていくというわけなんです、その景観というのが、いい景観が個人の主観によるものであってはいけない、つまり市としてははっきりとした、このいい景観がどういうものかという青写真をいち早くやはり私たち、そして住民の方たちに示していただかないといけない。今回のグランティア増築に関して、私はその連歌屋区以外の10名の方に、年齢もばらばらですけども、完成図の写真をお見せいたしましたけど、8名が景観上やはり余り好ましくないという回答をされています。しかし、これはあくまで個人の主観になりますから、そういった基準をですね、早急にやはり市としては早く出していただきたいということ。それから、今市長がおっしゃいましたように、市民が安心して安全で暮らせるようになる、そして市のためにも汗を流せるようになるためには市が積極的な情報公開をすることが私は一番近い道、そして一番唯一の道だというふうに思っています。今後市内にホテル建設計画が出てくるかもしれません。こういった場合も含めまして、市民の皆様と情報開示を通じてですね、ぜひその今市長がおっしゃったまちづくりの夢を共有していただくように前向きに、今お尋ねしました排水管の件、それから道路の件、こういったことも含めて、そして法律の確認の件も前向きに対応していただくようお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月20日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時52分

~~~~~ ○ ~~~~~